

第3章 環境の保全と創造に向けた施策

◆各施策の見方

【基本目標、施策の方針】

基本目標ごとに節を設け、その下に施策の方針、さらにその下に各施策を示しています。

【施策】

各施策には、現状と課題、施策の方向、施策（取組）の内容、環境指標、主な事業、市民・市民団体・事業者に期待される役割などを示しています。

3. 3 基本目標3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち

方針3-(1) 公害のない環境の維持

施策3-1 大気汚染の防止

●現状と課題

●現状

- 我が国では、大気汚染防止法に基づき、工場ばい煙等に対する対策がとられています。
- 建築物解体工事の増加によるアスベスト飛散事故の未然防止に備えて、令和2（2020）年6月には大気汚染防止法が一部改正されました。
- 東京都では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「東京都環境確保条例」という。）に基づき、平成15（2003）年からディーゼル車規制等の対策が実施されました。
- これらの対策の効果や長途バス等の普及などにより、二酸化窒素（NO_x）や浮遊粒子状物質（SPM）など主要な大気汚染物質の濃度は低下しており、大気環境の改善が進んでいます。
- 市では、市内2箇所において浮遊粒子状物質（SPM）や二酸化窒素などの大気汚染物質の濃度の常時監視を行っており、令和元（2019）年度は光化学オキシダントを除き、いずれの項目も環境基準を達成しています。
- 多摩中部地域における光化学スモッグ注意報の過去10年間の平均発令日数は、5日程度となっています。
- 市では、関係法令に基づき公共施設の増改築、改修に伴う解体工事におけるアスベスト飛散防止対策を行っており、民間建築物の解体などに対しても、解決方法や発生した産業廃棄物の適切な保管及び搬出を指導しています。
- 近年、飲食店などから排出される臭気や野焼きによる臭気に対する相談が増えています。
- 東京都は、粒子が非常に小さく、人の呼吸器系等への健康影響が懸念されている微小粒子状物質（PM_{2.5}）について、市内1箇所（一船場）で常時監視を実施しており、令和元（2019）年度は環境基準を達成しています。
- 令和元（2019）年度市民アンケート調査では、「大気汚染の防止」に関する重視度は、上位に位置しています。

●課題

- 市民が安心して暮らせる生活環境を維持するため、今後国や東京都と連携しながら大気の状態を引き続き監視していく必要があります。

54

【現状と課題】

「現状」には、施策に係る調布市の環境の現状や、国・都・市・市民団体等のこれまでの取組の動向を示しています。

「課題」には、現状を踏まえた当該施策に係る課題を示しています。

【施策の方向】

施策の基本的な考え方を示しています。

【施策（取組）の内容と主な事業】

施策の成果向上を図る取組の内容を示しています。また、施策（取組）の内容に関連して、計画期間内に取り組む主な事業と、事業を所管する担当課を一覧表で示しています。

第1章 環境の保全と創造に向けた施策

◆施策の方向

事業活動、自動車排気ガス等に起因するばい煙・粉じん、微小粒子状物質（PM_{2.5}）等の監視を行い、大気汚染や悪臭の発生防止に向けた指導を継続します。

◆施策（取組）の内容と主な事業

● 事業活動に伴う大気汚染の防止

工場・事業場由来の窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん等のばい煙やアスベスト等の有害物質の排出、建設工事等から発生する粉じんについて、法律・条例等に基づく規制・指導を継続して進めます。また大気の高気圧前線について公表していきます。

事業内容＜調整中＞	担当課＜調整中＞
● 工場・事業場等への大気汚染防止に向けた対策の推進	環境政策課
● 大気調査の実施	環境政策課
● 関係法令に基づく公共施設の解体工事におけるアスベスト削減防止対策の実施	資源課
● 建築・解体工事における粉じんの飛散防止の指導	環境政策課

◆環境指標・数値目標

環境の計	基準値	数値	目標値
二酸化窒素（NO _x ）の環境基準 ^{※1} の年次未達成日数	1日 （平成26年度）	0日 （令和元年度）	0日 （令和7年度）
浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準 ^{※2} の年次未達成状況	0日、0時間 （平成26年度）	0日、0時間 （令和元年度）	0日、0時間 （令和7年度）
微小粒子状物質（PM _{2.5} ） ^{※3} の環境基準 ^{※4} の年次未達成状況 （1日平均を確証）【参考数値】	0日 （平成26年度）	0日 （令和元年度）	0日 （令和7年度）

※1 1時間値の1日平均値が1時間から1時間以内はそれ以下であることを、
※2 1時間値の1日平均値が1時間以内であり、かつ、1時間値が2時間以内であることを、
※3 微小粒子状物質については、冬季に1週間連続した測定を、3地点において実施。
※4 1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が25μg/m³以下であることを。

○ 市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 環境設備の保守・管理を徹底し、大気汚染の防止に努めます。【関係課】
- 粉じんや廃棄物に含まれる有害物質が、周囲に飛散しないよう十分配慮するとともに、適切に保管・廃棄します。【関係課】
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用するとともに、近隣の場所へは自転車や徒歩での移動を心がけるようにします。【関係課】

55

【環境指標】

施策（取組）の成果を把握するための指標です。基準値と目標を具体的な数値で示しています。

なお、基準値と目標の年次の記載では、西暦を省略しています。

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

より良い環境の保全・回復・創出は、市の取組のみで実現できるものではないため、それぞれの施策において各主体に期待される役割や取り組んでいただきたい行動・活動などを例示的に示しています。

3. 1 基本目標1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち

方針1-(1) 緑と水の保全・再生

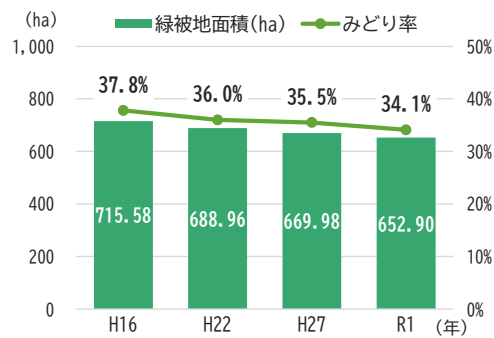
施策1-① 緑の保全



◆現状と課題

■現状

- 調布市においては、国分寺崖線、布田崖線、仙川崖線の緑豊かな斜面が緑の骨格を形成しています。中でも深大寺・佐須地域では、生産緑地に指定されている市街化区域内農地が多く、国分寺崖線の雑木林と田畑が一体となって残されているほか、社寺林、屋敷林等も点在しています。
- 市内を流れる多摩川、野川、仙川などの河川に沿って河川敷の緑（草地）が連続しており、自然豊かな水辺空間を提供しています。
- 令和元(2019)年度の調査における調布市のみどり率は 34.1%であり、近隣市と比べて比較的緑が残されています。しかし、みどり率は平成 27 (2015) 年度から 1.4 ポイント低下しており、減少著しい都市農地をはじめ、住宅・事務所等の植栽、民間施設の緑といった民有地の緑が減少しています。
- 調布市は、「調布市緑の基本計画」に基づく緑のまちづくりを進めており、崖線や雑木林の公有化、特別緑地保全地区制度の活用などによって、市民団体等の協力を得ながら、緑の保全・維持管理に取り組んでいます。また、「調布市ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金」を、自然環境等の保全及び育成、地球環境保全に資する取組に活用しています。
- 東京都と市区町村が合同で令和2（2020）年7月に改定した「緑確保の総合的な方針」においては、将来に引き継ぐべき樹林地や農地の保全の推進や骨格的な緑の充実等を目指し、10年間の期間内に確保することが望ましい緑を明確化しており、調布市においても崖線、農地等の保全を進めていくこととしています。



緑被地面積及びみどり率の推移
 出典：「調布市緑に関する実態調査結果」（簡易版），「調布市緑の基本計画」を基に作成

■課題

- 崖線や河川敷などの連続性のあるまとまった緑を保全し、現状の市内の緑を維持していくことが必要です。

◆施策の方向

崖線や河川敷等の連続したまとまりのある緑を適切に維持管理し、市内の自然環境の基盤となる緑を保全します。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 調布を特徴づける緑の保全と維持管理の推進

国分寺崖線・布田崖線・仙川崖線などの崖線の緑、雑木林、社寺林、屋敷林等について、公有化や民有地の借り上げ、地域制緑地制度の積極的な活用等を通じて保全に努めるとともに、市民・市民団体・事業者の自主的な環境保全活動のみならず、各主体との協働に向けた仕組みづくりを検討し、維持管理に取り組みます。



調布市崖線樹林地保全管理計画（国分寺崖線入間町2丁目緑地）

事業内容	担当課
● 崖線樹林地等の公有化・保全管理 重点事業	緑と公園課
● 社寺林、屋敷林等の保全のための支援	
● 樹林・緑地の維持管理活動支援団体の設立支援・育成	
● 「調布市ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金」への協力呼びかけと効果的活用等の検討	
● 協働による緑の保全のための仕組みづくりの検討 重点事業	緑と公園課・都市計画課
● 地域制緑地制度の活用	
● 雑木林の管理に向けた講座の実施	環境政策課
● 雑木林連絡会の運営支援	緑と公園課
● 崖線樹林地の保全管理計画の策定と見直し 重点事業	
● 市民参加による崖線や緑地の整備・管理	緑と公園課・都市計画課
● 調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例や開発事業指導要綱に基づく緑化の推進	

■ 湧水・河川等の水辺環境との一体的な保全

水源として機能している湧水や河川等に近接する樹林地等の緑については、河川敷の草地などとの連続性に配慮しながら、水辺環境との一体的な保全に努めます。

事業内容	担当課
● 深大寺・佐須地域における緑と水辺環境の一体的な保全	環境政策課・緑と公園課
● 多摩川・野川クリーン作戦の実施	環境政策課

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
みどり率	36.0% (平成22年度)	34.1% (令和元年度)	34.1% (令和7年度)
公共が保全する緑の面積※	146.63ha (平成26年度)	149.27ha (令和元年度)	149.85ha (令和7年度)

※指標の対象となる緑とは、市や東京都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地及び民間が所有する緑地に対し市が補助している保全地区を示す。

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 身近にある緑地等での自主的な環境保全活動を通じて、緑豊かな環境づくりに努めます。

市民 市民団体 事業者



野川クリーン作戦



調布市ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金パンフレット

施策1-② 水循環の回復と水環境の再生

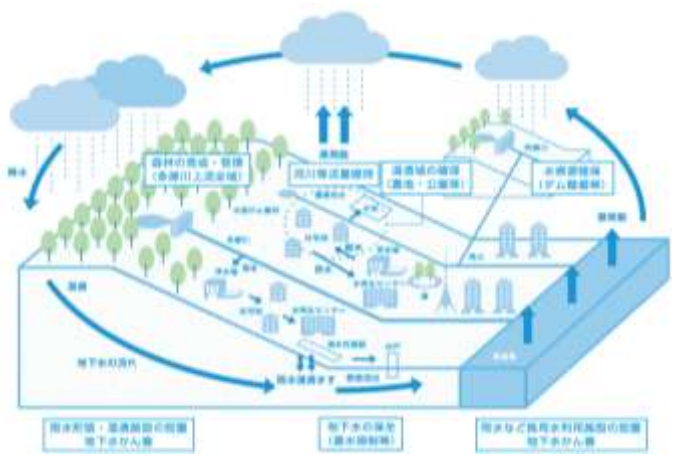
◆現状と課題

■現状

- 平成26(2014)年4月に、水循環に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、「水循環基本法」が公布され、同年7月に施行されました。
- 平成27(2015)年7月に、国の水循環施策の道しるべとなる「水循環基本計画」が閣議決定されました。また、令和2(2020)年6月には、新たな「水循環基本計画」が閣議決定され、流域の様々な主体が連携して水循環の回復に取り組む流域マネジメントや、気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応、健全な水循環に関する普及啓発等を進めていくことが示されました。
- 東京都においては、地下水の保全を図るため、雨水を地下へ浸透させる方法等を定めた「東京都雨水浸透指針」(平成13(2001)年7月)が策定されています。また、総合的な治水対策を一層推進するために、平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針(改定)」が策定されています。さらに、平成29(2017)年9月に策定した「都市づくりのグランドデザイン」において、治水・利水・水環境・水辺空間の創出などの施策に基づき、様々な取組を進めています。
- 崖線下から湧き出す地下水は、市内の中央部を貫流する野川や、東部を流れる野川支流の入間川等の主な水源になっていますが、宅地化が進み水量が減少しています。
- 調布市は、「調布市自然環境の保全等に関する条例」に基づいて、緑の保全、水の循環、地下水・湧水の保全・回復に取り組んでいます。また、「調布市雨水浸透ます設置要綱」(平成9(1999)年要綱第27号)を定め、既存住宅への雨水の浸透ますの設置促進を図っています。
- 近年、大型の台風や集中豪雨が多発していることから、グリーンインフラの視点を取り入れながら、様々な対策を組み合わせてまちの雨水浸透能力を高めることが必要とされています。

■課題

- 河川や湧水の保全、雨水浸透の推進などに引き続き取り組み、豊かな水辺環境と健全な水循環を確保する必要があります。



東京の水循環のイメージ
出典：「都市づくりのグランドデザイン」(東京都)

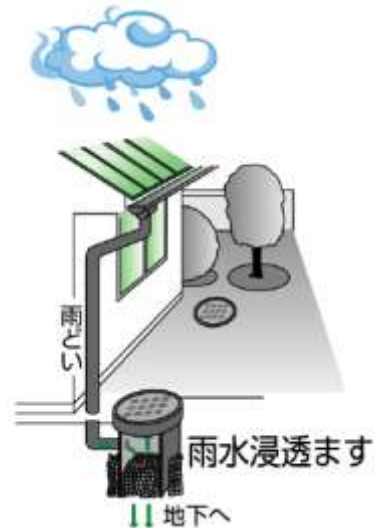
◆施策の方向

河川等の水辺環境の維持管理を推進するとともに、湧水等の水源を確保し、地域の健全な水循環の形成に取り組めます。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■雨水浸透の推進による湧水保全及び河川水源の涵養

公共施設において、雨水浸透ます・浸透トレンチ等の設置や道路等への透水性舗装の採用等により、河川水源となる地下水の涵養を積極的に進めます。また、民間施設においても雨水浸透施設等の設置を進めていきます。



事業内容	担当課
● 雨水浸透施設・雨水貯留施設の設置及び雨水利用の推進 重点事業	下水道課・環境政策課 営繕課
● 歩道への透水性舗装導入	道路管理課 街づくり事業課
● 湧水調査の実施	環境政策課

■ 健全な水循環の形成に向けた啓発

水循環を流域全体でとらえ、市民・事業者に対して、雨水浸透や節水等の取組の重要性について啓発を図ります。

事業内容	担当課
● 節水や下水に油等を流さないなどの普及啓発	下水道課
● 雨水浸透の重要性に関する普及啓発	環境政策課

■ 開発事業等における地下水・湧水保全への配慮

道路建設などの大規模工事による水脈の変化や工事に伴う水質変化の可能性については、事業者による事前評価に対して意見の提出を行い、大規模工事により水量の変化や水質悪化が生じないように配慮します。

事業内容	担当課
● 大規模建設工事等の地下水・湧水への影響に係る事業者による事前評価に対する意見の提出	環境政策課

■ 市民等との協働による水辺環境の維持管理

自然豊かな水辺環境を守り育てるため、市民参加による維持管理に努めます。

事業内容	担当課
● 多摩川・野川クリーン作戦の実施（再掲）	環境政策課

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
浸透施設等の設置による雨水の浸透能力	66,828 m ³ /h (平成26年度)	102,666 m ³ /h (令和元年度)	【H26～R7の累計】 136,400 m ³ /h (令和7年度)

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 河川や湧水などの貴重な水辺環境をみんなで守り育てます。 市民 市民団体 事業者
- 節水に努めるとともに、雨水浸透や雨水の貯留に協力します。 市民 事業者

【コラム】グリーンインフラ

グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、「自然環境が有する多様な機能を活用し、「持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組み」です。

水循環の回復に向け、雨水浸透施設等を整備することに加え、グリーンインフラの視点を踏まえて、雨水の貯留・浸透機能を有する都市農地や緑地の保全、屋上緑化や雨水を一時的に貯めて土に浸み込ませる雨庭の創出などを進めていくことが重要です。



● 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

● 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

グリーンインフラの考え方

出典：国土交通省資料



施策1-③ 都市農地や里山環境の維持・保全

◆現状と課題

■現状

- 国は、都市農業の安定的な継続を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的とし、平成27(2015)年に「都市農業振興基本法」を制定、翌平成28(2016)年5月には都市農業の振興と農地保全に関する国の基本的考え方を示した「都市農業振興基本計画」を策定し、都市農地が「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」として位置付けました。
- 平成30(2018)年4月には、住居系用途地域の一類型として「田園住居地域」が創設され、また、令和2(2020)年9月には、農業と調和した良好な住環境を確保するため、新たに地区計画農地保全条例制度が創設されました。
- 東京都では、里山保全に関する多種多様な活動情報を、Webサイトを通じてわかりやすく発信し、自然体験活動の促進につなげる「里山へGO！」(森林・緑地保全活動情報センター)の取組を展開しています。
- 多様な生物が生息する身近な自然として、里山が重要な地域となっています。
- 調布市では、崖線の緑などのまとまった自然環境は、土地利用上の制約や法規制によっておおむね保全されています。
- 一方で、営農者の高齢化や後継者不足の影響により、里山環境を構成する都市農地の減少が進んでいます。
- 調布市では、平成26(2014)年3月に「調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画」を策定し、里山環境の保全を進めてきました。また、調布市農業の持続的な振興を推進するとともに、農地の持つ多面的機能の発揮により農地の保全を図り、良好な都市環境の形成に資することができるよう、令和2(2020)年3月に「調布市農業振興計画」を策定しました。同年7月には、深大寺・佐須地域の一部を「農の風景育成地区」に指定し、比較的まとまった農地や屋敷林が残る特色ある風景の保全に向けた取組を進めています。
- 「ちょうふ環境市民会議」との協働により、雑木林ボランティア講座を開催し、樹林地の保全に向けた人材の育成に取り組んでいます。

■課題

- 武蔵野の面影を残す里山環境は、調布の大きな特徴であり、将来に向けて維持・保全していく必要があります。



里山の風景

◆施策の方向

貴重な里山環境として、市街化区域内に残された都市農地や樹林地等の維持・保全に向けた取組を推進します。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 様々な制度による都市農地の保全と活用

農家の経営安定化や後継者の育成に資する各種支援制度，都市農地の保全に関する各種制度（新たに創設された特定生産緑地制度，都市農地の貸借の円滑化に関する法律など）を用い，里山環境を構成する貴重な都市農地の保全と活用を進めます。また，体験農園などの充実を図り，市民が農業や市街化区域内に残された都市農地の保全に理解を深める機会を創出していきます。

事業内容	担当課
● 特定生産緑地の指定促進	農政課
● 新たな用途地域である「田園住居地域」指定の研究	都市計画課・農政課 緑と公園課・環境政策課
● 地区計画など都市計画制度を活用した農地保全制度の研究	
● 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の周知・活用	農政課
● 農業継続のための各種支援・関係機関へのはたらきかけ	
● 多様な農業体験の場（農業体験ファーム，市民農園）の充実	
● 体験農園の開設と市民参加の推進	
● 子どもたちの農業体験・地元食材を使った食育等の継続的な実施	農政課・環境政策課 学務課・指導室

■ 里山環境の総合的な維持・保全と活用

雑木林ボランティア講座などの環境学習を通じて調布の環境における里山の重要性を理解し，環境保全活動の促進によって里山環境の保全を図るとともに，里山と私たちの暮らしとの関わりについて学ぶ場として里山の活用を図ります。



深大寺・佐須地域の田んぼでの環境学習

事業内容	担当課
● 里山を活かした体験学習プログラムの実施	環境政策課
● 里山に関する環境学習の推進	

■ 深大寺・佐須地域における里山風景の保全と活用

国分寺崖線の緑，崖線由来の湧水を水源とする水路及びそこに沿って広がる田畑などが一体となり，里山の風景が残る深大寺・佐須地域の里山風景について，保全・活用を進めます。

事業内容	担当課
● 深大寺・佐須地域における緑と水辺の一体的な保全（再掲）	環境政策課・緑と公園課
● 深大寺・佐須地域農の風景育成地区における農の風景を継承する取組の推進 重点事業	環境政策課・緑と公園課 農政課
● 生産緑地の相続等発生時の買取申出に伴う斡旋	農政課
● 新たに創設された都市農地の貸借の円滑化に関する法律の活用促進	

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
生産緑地地区の年間追加指定件数	7件 (平成30年度)	9件 (令和元年度)	20件(4年間累計) (令和元年度～令和4年度)
市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数	5箇所 (平成26年度)	5箇所 (令和元年度)	8箇所 (令和7年度)

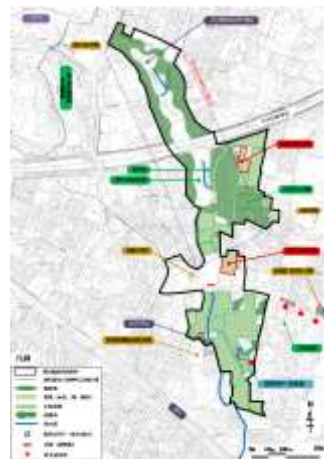
○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 自分たちの暮らしと里山の関係について理解を深め，里山保全等の活動等を通じて，貴重な環境資源である里山を次世代に引き継ぎます。 市民団体 事業者
- 里山環境の維持・保全に向けた取組に協力します。 市民

【コラム】深大寺・佐須地域農の風景育成地区

農の風景育成地区は，農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し，東京都と区市町が協力して散在する農地を一体の都市計画公園等として計画決定するなど都市計画制度を積極的に活用して農のある風景を将来に引き継ぐ，東京都独自の制度です。

令和2（2020）年12月現在，世田谷区，練馬区，杉並区，調布市に5地区が指定されており，農地の保全，農地の活用を通じた農業者と地域住民との交流などが進められています。



深大寺・佐須地域農の風景育成地区構想図

方針 1 - (2) 生物多様性の保全・活用



施策 1 - ④ 生物の生息空間の保全

◆現状と課題

■現状

- 生物多様性基本法（平成 20（2008）年制定）に基づき、国が「生物多様性国家戦略 2012 - 2020」を定めて生物多様性保全に向けた取組を進める中、同法第 13 条において地方自治体についても「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならない」と規定されており、その策定等に向けた取組が期待されています。また、令和 2（2020）年から次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討を開始しています。
- 東京都では、平成 24（2012）年に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定しましたが、この計画が令和 2（2020）年に計画期間を終えるため、令和元（2019）年 12 月から生物多様性地域戦略の改定に向けた検討を開始しています。
- 毎年、市が行っている魚類調査では、近年、仙川及び野川でオイカワ、モツゴ、コイ、タモロコ、メダカなどが確認されています。
- 市が平成 23（2011）年度に市内（多摩川、入間樹林、深大寺・佐須地域）の生物多様性調査を実施し、確認できた生きものは、植物 621 種、鳥類 41 種、昆虫 419 種、魚類 26 種でした。
- 「調布市環境モニター」が実施した多摩川河川敷の植生の定点観察では、在来種の生息を外来種が凌いでいることがわかっています。
- このほか、生物多様性保全の取組の一環として、市民参加のもとで、多摩川河川敷における特定外来生物（植物）の駆除活動を平成 23（2011）年度から年 2 回程度実施しています。

■課題

- 生物多様性の保全に向けて、生物の生息・生育状況に関する情報の蓄積を図りながら、地域の生態系、在来種の保全、生息地を結ぶ生態系ネットワークの形成を図っていく必要があります。



調布市環境モニターによる植生調査

◆施策の方向

様々な生物の生息空間を保全し、生態系ネットワークの形成を図るとともに、生物に関する情報の蓄積・活用に取り組みます。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 生物多様性の保全に向けた取組の推進

生物多様性の重要性について市民・事業者の理解向上に努めるとともに、調布市域の生物多様性の保全に向けて、様々な視点から総合的に取り組むため、生物多様性地域戦略の策定を検討します。また、地域の生態系を保全するため、在来種の活用、特定外来生物（植物）への対策を進めます。



多摩川河川敷における
特定外来生物（植物）の駆除活動

事業内容	担当課
● 生物多様性地域戦略の策定の検討	環境政策課
● 公園・緑地の整備・維持管理にあたり在来種を用いた植栽を検討	緑と公園課
● 事業者等と連携した河川敷等での特定外来生物（植物）駆除活動の実施	環境政策課

■ 生態系ネットワークの形成

生きものの生息空間を確保できるよう、近隣自治体や河川管理者等とも連携しながら広域的な生態系ネットワークの形成に努めます。

事業内容	担当課
● 公園等における生物の生息に適した空間の確保	緑と公園課
● 都市計画道路の街路樹等による連続した緑の街並みの創出・保全	街づくり事業課 道路管理課

【コラム】多摩川河川敷における特定外来生物（植物）の駆除活動

調布市内の多摩川河川敷では、地域固有の生態系へ被害を及ぼす恐れのある特定外来生物に指定されているアレチウリ・オオキンケイギク等が確認されています。このため、調布市では、一般社団法人生物多様性保全協会との共催により、市民・企業とともに駆除活動を進めています。



アレチウリ



外来生物の駆除についての
レクチャーの様子

■ 自然環境や生物に関する調査と情報共有

市内に生息・生育する生物について、市民や専門家と協力して調査を進めるとともに、調査により把握した情報を市民、専門家、環境活動団体等と共有し、生物多様性の保全に役立てます。

事業内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境や生物調査の実施・把握と結果の公表 重点事業 ● 生物多様性のための学習・参加の場の提供 	環境政策課
<ul style="list-style-type: none"> ● 国分寺崖線などの崖線緑地における生物の生息・生育環境調査の実施 	緑と公園課

■ 危険な外来生物や害獣等の情報提供

生態系や市民の健康、農業等に害を及ぼす恐れのある危険な外来生物や害獣等に関する市民への情報提供及び駆除等の対策を、国や東京都と連携して進めます。

事業内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 危険な外来生物や害獣等に関する情報提供及び対策 	環境政策課

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
自然環境調査の実施回数	7回 ^{※1} (平成26年度)	【H28～R元の累計】 23回 (4回 ^{※2}) (令和元年度)	【H28～R7の累計】 63回 (令和7年度)
特定外来生物(植物)駆除活動における対象面積	875㎡/回 (平成26年度)	【H28～R元の累計】 7,000㎡ (1,750㎡ ^{※3}) (令和元年度)	【H28～R7の累計】 17,500㎡ (令和7年度)

※1 おおむね3年に1回実施する湧水調査を含む。

※2 令和元年度の実施回数

※3 令和元年度の対象面積

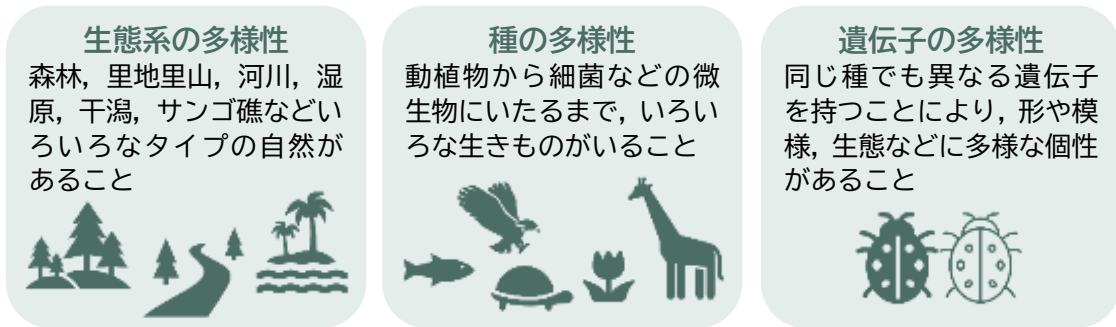
○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 里山や水辺に生息・生育する動植物を大切にします。 市民 市民団体 事業者
- 生態系に影響のある特定外来生物(植物)の駆除活動に協力します。 市民 市民団体 事業者

【コラム】生物多様性

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことをいいます。

地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

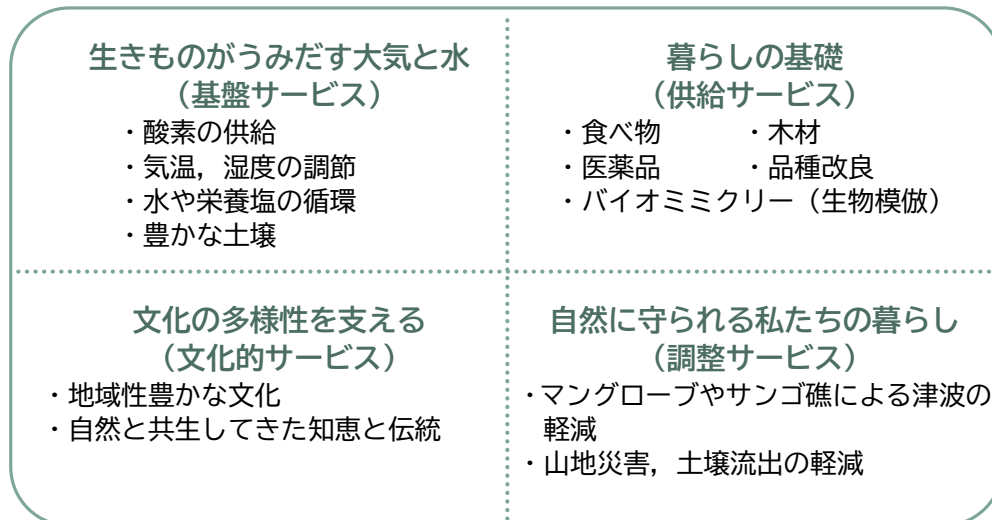


3つのレベルの生物多様性

(生物多様性センターホームページを参考に作成)

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって支えられているとされます。

一人ひとりが生物多様性との関わりを日常の暮らしの中でとらえ、実感し、身近なところから行動することが、生物多様性を守るための第一歩です。「地元でとれた旬のものを食べる」、「動物園・植物園などを訪ね、自然や生きものにふれる」、「エコマークなどが付いた環境にやさしい商品を選んで買う」といった行動が、生物多様性を守ることに繋がります。



生態系からの恵み（生態系サービス）

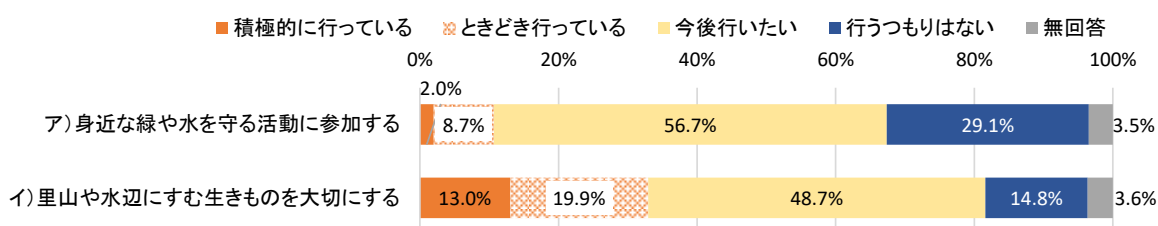
(生物多様性センターホームページを参考に作成)

施策1-⑤ 多様な自然環境の活用

◆現状と課題

■現状

- 調布市は、都心近くに位置しながら、多摩川、野川などの河川や崖線沿いの湧水、深大寺・佐須地域の樹林地など豊かな自然環境を有しています。
- 環境保全のための環境学習施設として、平成22(2010)年度に開設した「調布市多摩川自然情報館」では、子どもから大人まで楽しめる展示や月替わりプログラム、月別イベントを開催しています。
- また、市内の自然環境の再発見と、生物多様性への理解を深める目的で、「調布市いきものフォトコンテスト 感じよう！生物多様性」を平成22(2010)年度から毎年開催しています。
- このほかにも、深大寺自然広場、都立神代植物公園、同植物公園植物多様性センターなど、自然に親しみながら学習できる施設が充実しています。
- また、調布市は、「ちょうふ環境市民会議」と連携して「調布がいせんウォーク」を開催するなど、市民が身近な自然環境を知ることのできる情報や機会の提供に努めています。
- 令和元(2019)年度に実施した「調布市環境基本計画の中間見直し等に関する市民アンケート調査」(以下「令和元(2019)年度市民アンケート調査」という。)の結果では、里山や水辺にすむ生きものを大切にすることを意識している人の割合は3割程度いるものの、身近な緑と水を守る活動に参加していると回答した割合は1割程度と低い状況です。



環境に配慮した行動への取組状況(令和元(2019)年度市民アンケート調査より)

■課題

- 市民にとって、緑や水とのふれあいの場所や機会が十分に認知されていないことが考えられることから、身近な環境や、調布の特徴である豊かな自然環境を楽しく学ぶことのできる場や機会に関する情報提供等の充実を図っていくことが必要です。



多摩川での自然体験などを行う「水辺の楽校」の活動

◆施策の方向

生物多様性に富んだ優れた自然に関する情報を市民に提供するとともに、市民の環境学習の場として活用します。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 緑や水辺環境におけるふれあい学習の推進

市民団体や事業者が主体となった取組を促進し、緑や水辺を、豊かな生態系に触れあえる自然体験型の環境学習の場として活用します。

事業内容	担当課
● 湧水・樹林地等における自然観察会の実施	環境政策課
● 調布水辺の楽校の実施	
● 調布こどもエコクラブの実施	

■ 自然環境の活用

多摩川・野川等の河川をはじめとする市内の身近な水辺環境や深大寺・佐須地域等の自然資源※を環境学習等に活用します。

※ 自然資源とは、崖線・里山・公園などの緑、水及びそこに生育する生き物のことを指します。

事業内容	担当課
● 自然環境マップの作成・配布	環境政策課
● 深大寺・佐須地域における農の風景を紹介するパンフレット等の作成	環境政策課・緑と公園課

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
自然観察会の実施回数	7回 (平成26年度)	【H28～R元の累計】 23回 (3回※1) (令和元年度)	【H28～R7の累計】 70回 (令和7年度)
自然体験学習の参加人数	877人 (平成26年度)	【H28～R元の累計】 5,032人 (1,862人※2) (令和元年度)	【H28～R7の累計】 9,000人 (令和7年度)

※1 令和元年度の実施回数

※2 令和元年度の参加人数

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 調布の豊かな自然環境である緑や水辺に親しみます。 市民 市民団体 事業者
- 緑や水辺環境を活用して環境を学習する子どもたちへの支援や協力をします。 市民 市民団体 事業者

3. 2 基本目標2 人と環境が調和する快適で美しいまち

方針2-(1) 美しい街並みの形成

施策2-① 景観形成の推進



◆現状と課題

■現状

- 調布市には、国分寺崖線や多摩川・野川などの豊かな自然環境と駅周辺のにぎわいのある都市空間、落ち着いた風情を感じさせる街並み、のどかな農の風景など自然と生活が調和した魅力的で多彩な景観が広がっています。
- 景観法をはじめ、景観やまちづくりに関する国の法制度の充実、京王線の地下化による都市構造の大きな変化などを背景に、調布市は平成24(2012)年に地域の特性を生かした景観形成に向けて「調布市景観基本計画」を策定し、平成25(2013)年に景観法に基づく景観行政団体へ移行後、「調布市景観計画」を策定し景観まちづくりを進めています。
- 国分寺崖線などの豊かな緑、多摩川や野川などの水辺と湧水に恵まれた自然環境は、調布市の特徴となっており、「調布市景観計画」において、国分寺崖線景観形成重点地区に指定しています。
- 調布・布田・国領3駅の駅前広場と各駅をつなぐ鉄道敷地の連続した空間の有効活用により、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎのある都市空間の整備が進められています。
- 交通利便性向上に加え、環境空間としての交流機能や景観形成機能などの広場空間を兼ね備えた駅前広場の整備が進められています。
- さらに、東京都屋外広告物条例に基づいて広告物の規制・指導等を行い、良好な景観の確保に努めています。
- このほか、平成28(2016)年に「無電柱化の推進に関する法律」が施行され、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することが求められています。

■課題

- 自然、歴史・文化活動、都市活動が調和した調布らしい魅力ある街並みの形成に取り組んでいくため、長期的な視点に立って、市民、事業者と市とが一体となって自然景観及び都市景観に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

◆施策の方向

眺望や周囲の街並みに配慮しながら調和のとれた街並みづくりを推進し、質の高い都市空間の形成を図ります。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 自然の眺望を活かした都市景観づくり

街並みの背景にある崖線の緑，河川敷等の水辺空間が持つイメージを活かした都市景観づくりに取り組みます。自然景観の保全に当たっては，緑や水辺環境の保全とともに，都市計画法や景観法等との連携・活用を図りながら取り組みます。

事業内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 調布市景観計画「景観形成重点地区」及び「景観形成推進地区」における自然環境を生かした景観誘導 	都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> ● 土地利用転換時における周辺地域と調和した景観誘導 	



「水」の景観形成推進地区の範囲
出典：調布市景観計画



「農」の景観形成推進地区の範囲
出典：調布市景観計画

■ 調和のとれた街並みの形成

公共施設等のデザインは周囲の街並みに十分配慮するとともに，主要な道路の沿道等においては，地区計画制度等の都市計画制度を活用して建物の高さや壁面位置などを誘導し，統一感のある街並みの形成に努めます。

事業内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 景観条例に基づく公共施設のデザイン向上等景観整備の推進 	営繕課
<ul style="list-style-type: none"> ● 地区計画や景観協定等の活用による地区の特性に応じた良好な街並み景観に向けたルールづくり 	都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における景観意識の醸成・担い手育成 	都市計画課

■ 洗練された街並みの保全・創出

街並み景観を保全し，更に洗練されたものとしていくため，景観法の届出制度を活用した誘導方策を検討するほか，緑化等による景観形成に取り組みます。

事業内容	担当課
● 景観法及び調布市景観条例に基づく景観誘導	都市計画課
● 東京都屋外広告物条例に基づく広告物の規制・指導・除却	環境政策課
● 街路樹等による連続した緑の街並みの創出・保全	街づくり事業課 道路管理課
● 無電柱化の推進	
● 花いっぱい運動の推進	緑と公園課

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
無電柱化道路延長	0 m (平成 26 年度)	【H28～R元の累計】 1,177m (0 m ^{※1}) (令和元年度)	【H28～R 7 の累計】 1,380m (令和 7 年度)
公共が保全する緑の面積 ^{※2} (再掲)	146.63ha (平成 26 年度)	149.27ha (令和元年度)	149.85ha (令和 7 年度)

※1 令和元年度の整備延長

※2 指標の対象となる緑とは，市や東京都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地及び民間が所有する緑地に対し市が補助している保全地区を示す。

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 住宅や事務所を新築又は増改築する際は，街並みに配慮して周囲の景観に調和したデザインとなるよう配慮します。 **市民** **事業者**
- 地区の街づくり協議会や地区計画策定など，住民発意のまちづくりへの参画を通じて，良好な街並みの形成に向けたルールづくりと実践に努めます。 **市民** **市民団体** **事業者**
- 開発事業者は，大規模事業においては事前の協議や構想・計画段階からの情報開示に努め，良好な景観づくりに協力します。 **事業者**



施策2-②

歴史・文化環境の保全・継承

◆現状と課題

■現状

- 国は、地域が一丸となって地域の個性やその魅力を発信し、経済振興とともに住民の誇りと愛着を育み、活気にあふれた地域社会を築くことを目指して、平成18(2006)年に観光立国推進基本法を制定し、平成20(2008)年に観光庁を発足させ、取組を進めています。
- 調布市においては、国分寺崖線等の豊かな緑、多摩川や野川等の水辺と湧水に恵まれた自然環境の中で刻まれてきた歴史・文化を背景に、深大寺周辺をはじめとする固有の景観が残っています。
- 特に、深大寺・佐須地域には、地域の環境資源として国分寺崖線の緑や湧水、まとまった都市農地や水路などからなる里山風景が残されているため、調布市では、「調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画」に基づき、それらの保全・活用に向けた取組を進めています。
- 深大寺地区の景観は多くの市民がその良さを実感しており、「深大寺通り街づくり協議会」が中心となって街づくり協定が締結されるなど、地区住民による活発な街づくり活動が行われています。
- 調布市内には、国指定史跡下布田遺跡・深大寺城跡などの文化財が残されています。
- 武者小路実篤が晩年を過ごした邸宅跡には実篤公園が整備されており、隣接地には武者小路実篤記念館があります。
- 国登録有形文化財真木家住宅については、隣接する公園と一体的な有効活用について検討を進めています。
- 平成29(2017)年9月に深大寺の「銅造釈迦如来倚像(通称白鳳仏)」が国宝に指定されたことを契機に、深大寺と連携し、調布の魅力を高める取組を推進しています。

■課題

- 緑や水に係る豊かな景観資源を活かして、自然環境や歴史・文化と調和した調布市ならではの景観を保全し、景観づくりを進めていく必要があります。



国指定史跡下布田遺跡



国指定史跡深大寺城跡

◆施策の方向

豊かな自然とともに育まれた歴史・文化環境を保全し、調布市ならではの良好な景観として、次世代につないでいきます。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 歴史・文化環境の保全・継承

市民が愛着を感じる自然や歴史・文化を未来に伝える史跡・文化財等とともに、それらにまつわる郷土の歴史・文化についてもあわせてPRに努め、地域資源として保全を図り、次世代へ継承していきます。

事業内容	担当課
● 指定文化財の適切な保全・管理	郷土博物館
● 国指定史跡下布田遺跡・深大寺城跡及び国登録有形文化財（建造物）真木家住宅の保全・活用	
● 歴史・文化遺産に係る普及啓発事業の企画開催	

■ 歴史・文化を活かした景観づくりの推進

地域の歴史・文化遺産の特性及び自然環境に配慮して景観の保全に努め、それらを核に地域と連携を図りながら周辺の景観づくりを進めていきます。

事業内容	担当課
● 深大寺周辺地域の景観の維持・向上を図るための地域との連携による街並み環境整備事業の実施	都市計画課
● 景観法の制度を活用した景観まちづくりの推進	
● 実篤公園の保全・整備	緑と公園課・郷土博物館
● 深大寺・佐須地域における「農」の歴史や文化を活かした景観づくりの推進	環境政策課・緑と公園課 都市計画課

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
調布には優れた景観があると思う市民の割合※	82.5% (平成30年度)	85.1% (令和元年度)	90.0% (令和4年度)

※ 調布市基本計画（令和元年度から令和4年度まで）による。

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 地域の歴史・文化遺産の歴史性に配慮した景観づくりへの取組に協力します。

市民 市民団体 事業者

方針2-(2) 快適な空間の確保

施策2-③ まちのうるおいの創出



◆現状と課題

■現状

- 令和2(2020)年4月現在、市内には都・市立の公園が231箇所あり、面積は約129.4ha、市民一人当たりの公園面積は5.39㎡となっています^{※1}。市民一人当たりの公園面積は、公園面積が増加しているものの、人口も増加したことにより、近年低下しています。
- 都立神代植物公園や都立野川公園、多摩川緑地など、緑の多い大規模な公園や中小規模の公園が配置され、多くの人に利用されています。一方で、公園・遊び場に対する市民満足度は低く、特に「質」に関する満足度が低くなっています^{※2}。
- 市は、生垣設置に対する助成のほか、市内の空き地等に花を植え、その活動を支援する「花いっぱい運動事業」の展開などによって、まちなかの緑化を推進しています。
- 「調布市自然環境の保全等に関する条例及び同条例施行規則」においても、道路、公園、住宅地など様々な施設を対象として緑化の基準を設けています。

※1 「公園調書 令和2年4月1日現在」(東京都建設局)

※2 「調布市の緑に関する市民アンケート調査」(令和元(2019)年度実施)

■課題

- 公共施設整備における緑化推進、民有地の緑化の誘導を進めるとともに、緑や公園の質の向上を図り、市民がまちのうるおいを感じられる環境を創出していく必要があります。



花いっぱい運動の一環として
ラグビーワールドカップに合わせて
調布駅前に設置されたおもてなしガーデン

出典：調布市資料

◆施策の方向

公共施設の適切な維持管理とともに、公共施設整備に当たっては公園・緑地等の緑化を推進し、うるおいが感じられるまちづくりに取り組みます。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 緑豊かな環境づくり

連続した緑の空間を創出する緑豊かな環境づくりに取り組みます。

事業内容	担当課
● 新設生垣に対する助成	緑と公園課
● 花いっぱい運動の推進（再掲）	
● 校庭の芝生化	教育総務課

■ 公園・緑地が有する機能の適切な配置と維持

将来の人口減少や少子高齢化の進展に備え、地域のニーズや特色を踏まえ、公園・緑地等の不足地域に適正に配置するとともに、適切な維持管理から、市民にとって利用しやすい快適な憩いの場の提供に努めます。

事業内容	担当課
● 公園・緑地の適切な整備	緑と公園課
● 公園・緑地の樹木の適切な維持管理	

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
花いっぱい運動の実施箇所数	34 箇所 (平成 26 年度)	46 箇所 (令和元年度)	51 箇所 (令和 7 年度)
市民一人当たりの公園面積	5.77 m ² (平成 26 年度)	5.45 m ² (令和元年度)	5.5 m ² (令和 7 年度)

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 自宅や事業所の敷地内の緑化に努めるとともに、花いっぱい運動をはじめとする緑化活動に協力します。

市民 市民団体 事業者



施策2-④ 都市美化の推進

◆現状と課題

■現状

- 調布市は平成9(1997)年に「調布市都市美化の推進に関する条例」を制定し、都市美化を推進しています。条例に基づいて「美化推進重点地区」に指定された地区は、令和2(2020)年11月現在で8地区あり、市民・事業者による定期的な清掃活動が実施されています。
- ごみ、たばこの吸い殻のポイ捨てなどの迷惑行為に対する市民の関心は高く、調布市では市内各駅で喫煙マナーアップ清掃等を実施しています。
- 受動喫煙による健康への悪影響から市民等を守り、次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現に寄与することを目的として、平成31年3月26日に「調布市受動喫煙防止条例」を公布、令和元(2019)年7月1日から施行し、市内9駅周辺の路上等を「調布市路上等喫煙禁止区域」に指定するなど、受動喫煙の防止に向けた取組を進めています。
- 路上(歩道等)に放置された自転車が歩行者の通行の支障となっているとともに、自転車駐車場等においても持ち主のわからないまま放置される自転車があります。
- 飼い主のいない猫やペット等のふんや鳴き声など、生活トラブルに関する相談が多数寄せられています。

■課題

- 市民のより一層の美化意識の高揚と、喫煙やポイ捨て、ペット等に関する公衆マナーの向上・取組を進める必要があります。



多摩川クリーン作戦



調布駅前クリーン作戦

◆施策の方向

ごみ捨てや喫煙等のマナーを守るよう意識啓発を図るとともに、清掃等の美化活動や美化対策、屋外喫煙対策の推進によって、快適な都市環境を確保します。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 公衆マナーの遵守を目指した意識啓発

ごみのポイ捨てや歩行喫煙など、公衆に対する迷惑行為を防止し、美化意識の向上につなげるため、市民の意識啓発に取り組みます。

事業内容	担当課
● ごみのポイ捨て防止や喫煙マナー向上のための啓発	環境政策課
● 犬の登録・狂犬病予防接種の推進・散歩マナーの啓発	

■ 市民参加による美化活動の推進

快適な都市環境を確保するため、「調布市都市美化の推進に関する条例」に基づく美化推進重点地区の指定、定期清掃活動、地域の美化活動等を推進します。

事業内容	担当課
● 調布市都市美化の推進に関する条例に基づく美化推進重点地区の指定と地域の美化活動（地域清掃）の支援	環境政策課
● 多摩川、野川、調布駅前等でのクリーン作戦の実施	
● 市民参加による道路清掃（ふれあいのみちづくり事業）の推進	道路管理課

■ 受動喫煙防止に向けた屋外喫煙対策の推進

歩行喫煙などによる屋外における受動喫煙や、屋外喫煙によるポイ捨ての防止を図るため、啓発用標示板等の設置や清掃の実施等を推進します。

事業内容	担当課
● 喫煙マナーアップ清掃の実施及び啓発用プレート等の設置	健康推進課、環境政策課
● 受動喫煙防止啓発用標示板の設置（駅前、公共施設、通学路）	環境政策課・健康推進課 学務課
● 調布市受動喫煙ゼロの店登録事業の推進	健康推進課

■ 美化対策の推進

放置自転車や飼い主のいない猫等の地域問題に対して、適切な対策を推進します。

事業内容	担当課
● 放置自転車の対策	交通対策課
● 自転車駐車場の整備の推進	
● 飼い主のいない猫等の対策の推進	環境政策課

◆ 環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
美化推進重点地区数	7地区 (平成26年度)	8地区 (令和元年度)	11地区 (令和7年度)
美化活動に参加した市民の数	9,513人 (平成26年度)	4,428人* (令和元年度)	10,000人 (令和7年度)

※ 令和元(2019)年10月に発生した台風19号の影響により、秋の多摩川クリーン作戦、野川クリーン作戦等が中止となり、参加人数が基準値より減少している。

○ 市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 地域の清掃活動に参加するなど、まちの美化に協力します。 市民 市民団体 事業者

【コラム】 調布市受動喫煙防止条例

調布市では、受動喫煙による健康への悪影響から市民等を守り、次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現に寄与することを目的に、令和元(2019)年7月に調布市受動喫煙防止条例を施行し、受動喫煙防止に向けた取組を進めています。

受動喫煙防止条例の主なポイント

- ① 市内の駅前広場やその周辺の路上を路上等喫煙禁止区域に指定
- ② 学校、児童福祉施設などの敷地に隣接する路上での喫煙を禁止
- ③ 市立の公園や広場での喫煙を禁止
- ④ 市立施設の敷地内は屋内外を問わず禁煙
- ⑤ 事業者や市民などが守る責務を規定



学校、児童福祉施設などの敷地に隣接する路上のイメージ

3. 3 基本目標3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち

方針3-(1) 公害のない環境の維持

施策3-① 大気汚染の防止

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆現状と課題

■現状

- 国では、大気汚染防止法に基づき、工場ばい煙等に対する対策がとられています。
- 建築物解体工事の増加によるアスベスト飛散事故の未然防止に備えて、令和2（2020）年6月には大気汚染防止法が一部改正されました。
- 東京都では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「東京都環境確保条例」という。）に基づき、平成15（2003）年からディーゼル車規制等の対策が進められました。
- これらの対策の効果や低公害車の普及などにより、二酸化窒素（NO₂）や浮遊粒子状物質（SPM）など主要な大気汚染物質の濃度は低下しており、大気環境の改善が進んでいます。
- 東京都は、粒子が非常に小さく、人の呼吸器系等への健康影響が懸念されている微小粒子状物質（PM_{2.5}）について、市内1箇所（一般局）で常時監視を実施しており、令和元（2019）年度は環境基準を達成しています。
- 市では、市内2箇所において浮遊粒子状物質（SPM）や二酸化窒素などの大気汚染物質の濃度の常時監視を行っており、令和元（2019）年度は光化学オキシダントを除き、いずれの項目も環境基準を達成しています。
- 多摩中部地域における光化学スモッグ注意報の過去10年間の平均発令日数は、5日程度となっています。
- 調布市では、関係法令に基づき公共施設の増改築、改修に伴う解体工事におけるアスベスト飛散防止対策を行っており、民間建築物の解体などに対しても、解決方法や発生した廃棄物の適切な保管及び廃棄を指導しています。
- 近年、飲食店などから排出される臭気や野焼きによる臭気に対する相談が寄せられています。
- 令和元（2019）年度市民アンケート調査では、「大気汚染の防止」に関する重視度は、上位に位置しています。

■課題

- 市民が望む安心して暮らせる生活環境を維持するため、今後も国や東京都と連携しながら大気の状態を引き続き監視していく必要があります。

◆施策の方向

事業活動，自動車排出ガス等に起因するばい煙・粉じん，微小粒子状物質（PM2.5）等の監視を行い，大気汚染や悪臭の発生防止に向けた指導を継続します。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 事業活動に伴う大気汚染の防止

工場・事業場由来の窒素酸化物，硫黄酸化物，ばいじん等のばい煙やアスベスト等の有害物質の排出，建設工事等から発生する粉じんについて，法律・条例等に基づく規制・指導を継続して進めていきます。また大気の測定結果について公表していきます。

事業内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場等への大気汚染防止に向けた対策の推進 大気測定の実施 	環境政策課
<ul style="list-style-type: none"> 関係法令に基づく公共施設の解体工事におけるアスベスト飛散防止対策の実施 	営繕課
<ul style="list-style-type: none"> 建築・解体工事における粉じんの飛散防止の指導 	環境政策課

■ 自動車排出ガスによる大気汚染の防止

自動車排出ガスによる大気汚染の防止に向けて，公共交通機関の利用促進や低公害車の普及に向けた取組などを進めていきます。

事業内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 道路沿道における植樹帯の設置 	道路管理課 街づくり事業課
<ul style="list-style-type: none"> 公用車への次世代自動車導入推進 	環境政策課 各公用車所管課
<ul style="list-style-type: none"> 環境負荷の少ない自動車（ZEV）の普及 	環境政策課・交通対策課

【コラム】ZEV（Zero Emission Vehicle）

ZEVとは，走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV），燃料電池自動車（FCV），のことです。

東京都では，2050年に世界のCO₂排出実質ゼロに貢献するため，「ZEV（Zero Emission Vehicle）」の普及促進に取り組んでいます。また，最近では，レンタカーやカーシェアリング等にもZEVの導入が進められています。



ZEVの種類

出典：東京都環境局ホームページ

■ 微小粒子状物質（PM2.5）による環境汚染への対応

国や都との連携を図りながら、大気中の微小粒子状物質（PM2.5）濃度について継続して監視を行い、市民への適切な情報提供によって健康被害を抑制します。

事業内容	担当課
● 微小粒子状物質（PM2.5）濃度の監視と情報提供	環境政策課

■ 悪臭・臭気等の発生防止

工場・事業場等における悪臭防止対策・臭気対策の指導に加え、一般家庭からの悪臭や臭気の防止のための啓発・指導も実施していきます。

事業内容	担当課
● 工場・事業場への悪臭発生防止に向けた対策の推進	環境政策課
● 一般家庭への悪臭発生防止に向けた啓発の推進	

◆ 環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
二酸化窒素(NO ₂)の環境基準 ^{※1} の年間未達成日数	1日 (平成26年度)	0日 (令和元年度)	0日 (令和7年度)
浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準 ^{※2} の年間未達成状況	0日, 0時間 (平成26年度)	0日, 0時間 (令和元年度)	0日, 0時間 (令和7年度)
微小粒子状物質(PM2.5) ^{※3} の環境基準 ^{※4} の年間未達成状況 (1日平均を確認)【参考指標】	0日 (平成26年度)	0日 (令和元年度)	0日 (令和7年度)

※1 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppm内又はそれ以下であること。

※2 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

※3 微小粒子状物質については、冬季に1週間の連続した測定を、3地点において実施。

※4 1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 燃焼設備の保守・管理を徹底し、大気汚染の防止に努めます。 **事業者**
- 粉じんや廃棄物に含まれる有害物質が、周囲に飛散しないよう十分配慮するとともに、適切に保管・廃棄します。 **事業者**
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用するとともに、近くの場所へは自転車や徒歩での移動を心がけるようにします。 **市民**



施策3-② 水質汚濁の防止

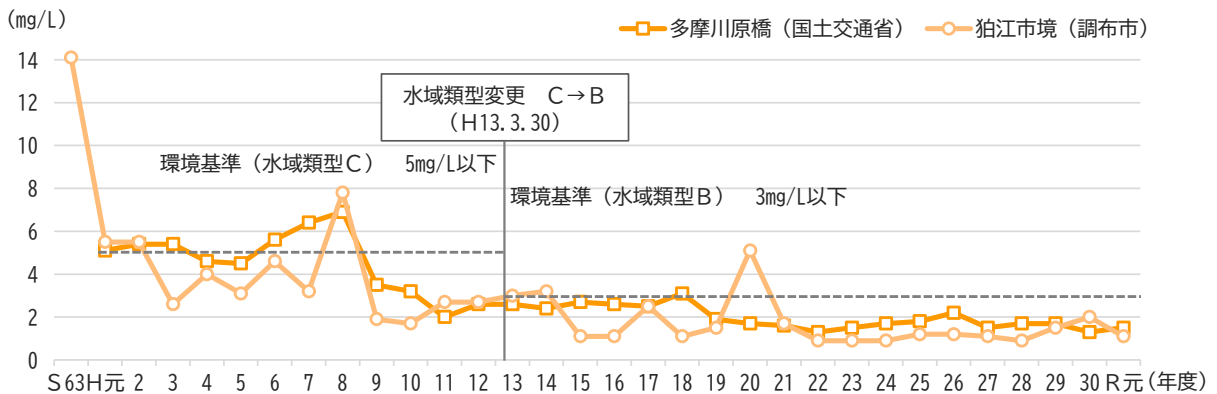
◆現状と課題

■現状

- 国では、水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場からの排水の公共用水域への放流及び地下への浸透を規制するとともに、下水道等の整備を実施したことにより、河川等の公共用水域の水質が改善されました。現在は、下水道設備の老朽化が懸念されています。
- 調布市では、多摩川、野川、仙川などの河川や府中用水等において水質の定点監視を行っており、気象条件等により影響を受ける多摩川の大腸菌群数を除き、いずれの監視地点においてもおおむね環境基準を達成しています。
- 調布市の下水道は、そのほとんどが汚水と雨水を一つの下水道管に流す「合流式下水道」であり、雨天時には下水道施設で処理しきれない汚水混じりの雨水が、雨水吐口から直接河川に放流されることもあります。このため、平成17(2005)年度から平成25(2013)年度にかけて合流式下水道緊急改善事業を実施しました。その結果、現在は、雨水吐口からの雨天時放流水の水質は、下水道法施行令に基づく水質基準内となっています。
- 平成17(2005)年度から平成25(2013)年度には、きょう雑物除去施設の設置など、合流式下水道の改善対策事業を行いました。
- 令和元(2019)年度市民アンケート調査では、「工場排水や生活排水などによる水質汚濁の防止」に関する重視度は、上位に位置していました。

■課題

- 公共用水域についてはおおむね基準値を達成していますが、安心して暮らせる生活環境を維持するため、今後も国や東京都と連携しながら引き続き監視していく必要があります。



多摩川における生物化学的酸素要求量 (BOD) の推移 (年平均値)

出典：「平成30年度 環境年次報告書」(調布市)

◆施策の方向

工場排水や生活排水等の水質汚濁負荷の低減に取り組み、河川等の公共用水域の水質を良好な状態で保全します。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 工場排水の水質汚濁負荷の低減

工場・事業場等からの工場排水について、法律や条例に基づき、有害物質の規制、水質汚濁負荷低減に向けた対策指導を引き続き進めていきます。また、水質の測定結果について公表していきます。

事業内容	担当課
● 工場・事業場等への水質汚濁防止に向けた対策の推進	下水道課
● 河川等の公共用水域における水質監視の継続	環境政策課

■ 家庭における生活排水対策の推進

生活排水による汚濁負荷の低減に向けて、家庭への情報提供、啓発を進めます。また、下水道設備の老朽化対策を推進します。

事業内容	担当課
● 生活排水対策に関する家庭向け広報・パンフレット等の発行	下水道課
● 生活排水対策に関連したイベントの開催	
● 下水道管の老朽化・劣化対策等の推進	
● 下水道の更なる高度処理化に向けた東京都への働きかけ	

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
雨天時における処理場を含む各吐口からの放流水のBOD値（平均放流水質）	40mg/L以下※ （平成26年度）	9.2mg/L （令和元年度）	40mg/L以下※ （令和7年度）

※ 基準値、目標値は、下水道法施行令による基準値

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 排水設備の保守・管理を徹底し、有害物質の漏えい防止、水質汚濁負荷の低減に努めます。
事業者
- 生活排水が水質に与える影響を理解し、日常生活において油や食品残渣などを排水口に流さないようにします。
市民



施策3-③ 騒音・振動の発生抑制

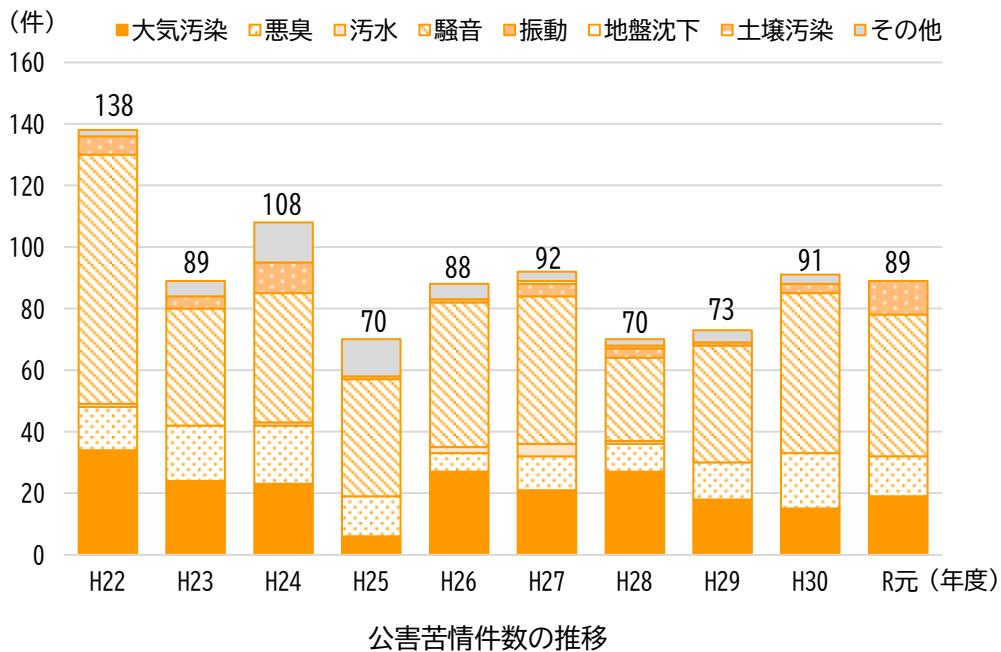
◆現状と課題

■現状

- 国では、騒音規制法並びに振動規制法に基づき、騒音及び振動に対する対策が取られています。
- 令和元（2019）年度における市内の公害相談受付件数は89件あり、内訳では騒音・振動に関するものが約6割を占めています。中でも一般家庭から発生する騒音が原因となっている相談が多く見られます。
- 調布市では、道路交通騒音については市内5箇所にて測定を行っており、令和元（2019）年度に昼・夜間ともに環境基準を超過した地点は2箇所となっています。道路交通振動については市内3箇所にて測定を行っており、いずれの地点も要請限度を下回っています。

■課題

- 安心して暮らせる環境を維持するとともに、近隣の生活騒音に対する相談が多く寄せられていることを踏まえて、住民同士の対話をはたらきかけ、相互の理解を深めていく取組が必要です。



◆施策の方向

工場・事業場，建設工事，道路交通等による騒音・振動の発生抑制に向けて，引き続き規制・指導を行います。また，生活騒音の防止についての意識啓発に取り組みます。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 事業活動に伴う騒音・振動の発生抑制

工場・事業場や建設工事等を発生源とする騒音・振動については，法律や条例に基づき，防止対策に関する指導を引き続き進めます。

事業内容	担当課
● 工場・事業場等への騒音・振動発生抑制に向けた対策の推進	環境政策課

■ 道路交通騒音・振動の発生抑制

自動車による騒音・振動については，主要道路における舗装の改善，沿道の緑化や建築物の誘導によって緩和を図るほか，ドライバーの意識啓発に取り組み，騒音・振動の発生抑制への配慮を促進します。また騒音・振動の測定結果について公表していきます。

事業内容	担当課
● 道路交通騒音・振動の監視・測定結果の公表	環境政策課
● 低騒音舗装の整備推進	道路管理課
● 道路沿道における植樹帯の設置（再掲）	道路管理課 街づくり事業課

■ 生活騒音の発生抑制

近隣地域への配慮を目的として，一般家庭を対象とした生活騒音の防止に向けた啓発等を行います。

事業内容	担当課
● 生活騒音・振動の低減に向けた啓発の推進	環境政策課
● 騒音計の貸出しの実施	

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
道路交通騒音の要請限度数値の未達成地点数	1地点 (平成26年度)	0地点 (令和元年度)	0地点 (令和7年度)
騒音・振動に係る事業者等への法令等に基づく指導・勧告・命令件数	—	0件 (令和元年度)	0件 (令和7年度)

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 設備機械等の保守・管理を徹底し、騒音・振動の発生防止に努めます。 **事業者**
- 生活騒音防止に心がけます。 **市民**

【コラム】生活騒音

お風呂・トイレの給排水、テレビを見るといった通常一般の生活行動によって住宅内やその周辺で発生する音を「生活騒音」といいます。

生活騒音は毎日の生活の中で出る音であるため、音の出る種類、時間、場所はいつも同じとは限りません。昼間は気にならなかった音でも、早朝や夜間になれば、うるさく感じることもあります。

人によって快適な音、不快な音が異なることを認識し、日々の生活の中で騒音の防止に配慮することが必要です。また、日ごろからご近所路と交流を図り、良好な近隣関係を築いておくことも大切です。

【生活騒音の例】



出典：東京都ホームページ



- 1 時間帯に配慮しましょう。
- 2 音がもれない工夫をしましょう。
- 3 音は小さくする工夫をしましょう。
- 4 音の小さい機器を選びましょう。
- 5 ご近所とのおつきあいを大切にしましょう。

出典：「うるさくありませんか？生活騒音 互いの思いやりで騒音のない社会を」（環境省）



◆現状と課題

■現状

- 国では、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づいて、化学物質を取り扱う事業者がそれらに関する情報を届出・集計・公表する制度（環境汚染物質排出移動量登録制度）を導入し、東京都環境確保条例では、適正管理化学物質の届出が求められています。
- また、平成14(2002)年に施行された「土壌汚染対策法」に基づき、揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）等による土壌及び地下水の汚染対策が強化されています。
- 東京都ではVOCによる土壌や地下水の汚染が問題視されています。また、大気中のVOCが光化学オキシダントの発生要因となって、光化学スモッグ注意報が発令されることがあることから、VOC排出事業者の自主的な取組に対する支援を東京都が行っています。
- さらに、化学物質が及ぼす子どもへの健康影響を未然に防止するため、東京都独自の「化学物質の子どもガイドライン」の策定に取り組んでおり、これまでに「鉛ガイドライン（塗料編）」「殺虫剤樹木散布編」などが示されました。
- 調布市では、市内の井戸においてVOCの測定を行っており、今後も継続監視していきます。
- 調布市では、室内化学物質について「公共施設等シックハウス対策マニュアル」に基づき、市公共施設の新築・改築後の室内環境測定を行い、必要に応じて対策を講じています。
- 東日本大震災の際に発生した原子力発電所の事故をきっかけとして、市では小学校・保育園・公園など、子ども施設を中心とした定点10箇所の施設における空間放射線量、学校等の給食食材及びプールの放射性物質の測定を定期的実施していますが、令和元（2019）年度現在、空間放射線量については除染基準を超える値は観測されておらず、学校等の給食食材についても放射性物質は検出されていません（給食食材からの放射性物質検査は令和2（2020）年度をもって終了）。

■課題

- 化学物質のリスクの重大さを踏まえて「予防原則」の考え方に基づく対策を進めていく必要があります。特に、土壌・地下水汚染について、今後も国や東京都と連携しながら引き続き監視していく必要があります。

◆施策の方向

化学物質のリスクに関する情報をできる限り把握し、健康や環境に対する影響を回避するため、市民への正確な情報提供に努めます。また、有害物質取扱事業者等の管理・指導を徹底し、VOC（揮発性有機化合物）等の化学物質による大気・土壌・地下水・河川の汚染を未然に防止していきます。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 有害化学物質による汚染の防止

化学物質を取り扱う事業者に対して、法令に基づく化学物質の適正な管理を促すとともに、汚染防止対策の指導を行い、有害物質の漏えい等による大気・土壌・地下水・河川水等の環境汚染を未然に防止していきます。

事業内容	担当課
● 化学物質の適正な管理に向けた事業所等への指導	環境政策課
● 有害物質取扱事業者に関する実態調査の実施	
● 工場・事業場における土壌汚染防止対策の推進	
● 公共施設におけるシックハウス対策の推進	環境政策課・営繕課

■ 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

化学物質やその環境リスクについて情報を収集し、適切な形で市民に提供するとともに、化学物質の影響に対する市民の意識啓発を図ります。

事業内容	担当課
● 化学物質の環境リスクに関する情報の収集・提供	環境政策課

■ 地下水保全に向けた調査・規制

有害物質の漏えい等に備えて、地下水の水質調査を継続して行い、公表します。また、東京都環境確保条例に基づく井戸の届出や地下水の揚水量報告を求め、地下水の揚水規制を継続します。

事業内容	担当課
● 地下水水質監視の実施	環境政策課
● 地下水の揚水利用や井戸の設置に関する規制・指導	

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
地下水の水質汚濁に係る 環境基準不適合井戸数	—	0件 (令和元年度)	0件 (令和7年度)

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 化学物質を取り扱う事業者は、適正な使用，保管，管理に努めます。 事業者

3. 4 基本目標4 脱炭素で循環型の社会を目指すまち

方針4-(1) 脱炭素化に向けたまちづくりの推進

施策4-① 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及



◆現状と課題

■現状

- 平成27(2015)年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された「パリ協定」に基づき、国は国内の温室効果ガス排出量を「令和12(2030)年度までに13年度比で26%減らす」ことを削減目標に掲げています。
- 国は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」により、相当程度の温室効果ガスを排出する事業者や一定規模以上のエネルギーを使用する事業者を指定し、温室効果ガス排出量、エネルギー使用量の削減に向けた取組を求めています。
- 東京都では、東京都環境確保条例に基づき、大規模事業者を対象とした「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」、中小規模事業者を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」を導入しています。
- 国は、建築物の省エネルギー性能の向上を図るため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を平成27(2015)年に公布、令和元(2019)年に一部改正し、オフィスビルやマンション等の省エネルギー対策を強化するとともに、戸建住宅に対しても設計者(建築士)から建築主への説明の義務付けなどにより省エネルギー基準への適合を推進することとしています。
- さらに、家庭、業務部門の二酸化炭素排出量の削減を進めるため、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進しています。
- 加えて、令和2(2020)年10月には、総理大臣が「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言しました。
- 東京都においても、令和元(2019)年12月に「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、2050年CO₂排出実質ゼロを目指し、省エネルギー、再生可能エネルギーの利用拡大をはじめ、あらゆる分野の取組を強化しています。
- 事業者(主に製造業)においても、新たなエネルギー利用形態の実用化に向けた調査・研究に取り組んでおり、熱源機器(ボイラー等)への燃料電池の搭載、プラグインハイブリッド自動車(PHV)や燃料電池自動車(FCEV)、電気自動車(EV)などの技術開発が進められています。
- 調布市域の平成29(2017)年度における温室効果ガス排出量全体の約91%がエネルギー

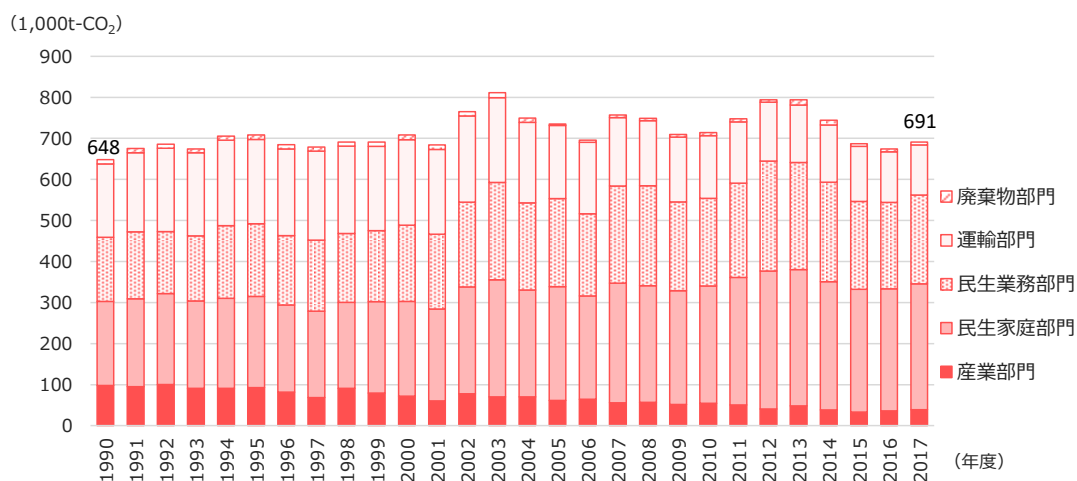
の消費に伴うCO₂です。部門別[※]の二酸化炭素排出量の内訳は、家庭(44.4%)、業務(31.3%)の割合が高く、7割以上を占めています。

※産業(農林業・製造業・建設業等)、家庭、業務(事務所等)、運輸、廃棄物の5部門

- 調布市域から排出される温室効果ガス、二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量は、平成24(2012)年度以降、減少傾向にあります(ただし、平成29(2017)年度については、厳冬による暖房機器の使用増加を背景に、前年度から微増)。
- 調布市では、令和3(2021)年3月に「調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「調布市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」をそれぞれ改定し、市域や市役所の事務事業から排出される温室効果ガスの更なる削減に取り組んでいきます。

課題

- 温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素排出量を削減し、脱炭素社会を目指していくため、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした暮らし方、働き方の変化を考慮しつつ、市民、事業者がライフスタイル、ビジネススタイルを変えていくことで抜本的な省エネルギーを進める必要があります。



調布市における二酸化炭素排出量の推移

出典：東京都提供資料

【コラム】COOL CHOICE

パリ協定を踏まえ、国が掲げる温室効果ガス削減の中期目標「2030年度に温室効果ガスの排出を2013年度比で26%削減」の達成には、家庭・業務部門において約4割という大幅削減が必要です。

このため、国では、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進しています。



未来のために、いま選ぼう。

◆施策の方向

脱炭素社会の実現に向け、家庭、事業所からの二酸化炭素排出量の削減、市役所における率先的な取組を進めます。また、子どもたちや若者を中心に、地球温暖化について学ぶ環境学習機会の充実を図ります。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 家庭における脱炭素型ライフスタイルの普及

市民に向け、二酸化炭素排出削減につながるライフスタイルの普及啓発、住宅の省エネルギー化の支援を進めます。

事業内容	担当課
● 緑のカーテンの普及啓発	環境政策課
● 省エネルギーや再生可能エネルギーに関する環境講座等の開催	
● エコドライブの普及啓発	
● 地産地消の推進	農政課
● 省エネ製品への買換えに関する普及啓発	環境政策課
● 省エネルギー型機器導入事例の効果の把握と情報発信	
● ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）の情報提供	環境政策課・住宅課
● 低炭素建築物新築等計画の認定	建築指導課
● 建築物省エネ法に基づく規制・誘導	
● 東京都等の補助事業に関する情報提供（例：電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入、集合住宅等への充電設備設置、蓄電池、ゼロエミッション住宅、高断熱窓等）	環境政策課
● 住宅の省エネルギー化事例の効果の把握と情報発信	環境政策課・住宅課

■ 事業所における脱炭素型ビジネススタイルの普及

業務ビルや店舗など、事業所における省エネルギー化の取組に関する普及啓発、支援を進めます。

事業内容	担当課
● 環境マネジメントシステムの活用に関する普及・啓発	環境政策課
● クールビズ・ウォームビズの推進	
● エコドライブの普及啓発（再掲）	
● フロン類を使用した機器の適正管理に関する情報提供	
● 東京都等の補助事業（例：省エネルギー診断、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入、充電設備設置等）、金融機関による環境配慮型融資等に関する情報提供	環境政策課
● ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）、BEMS（ビルエネルギー管理システム）の普及啓発、情報提供	

事業内容	担当課
● 低炭素建築物新築等計画の認定（再掲）	建築指導課
● 建築物省エネ法に基づく規制・誘導（再掲）	
● 設備機器・建物の省エネルギー化実施事例の効果の把握と情報発信	環境政策課

■ 市の率先行動

市民、事業者の模範となるべく、市役所における率先的な省エネルギーの取組を実行します。

事業内容	担当課
● 庁内向けの率先行動に係る情報提供・普及啓発	環境政策課
● 公共施設の照明のLED化の推進	営繕課・各施設所管課
● 空調設備等の設備機器の省エネルギー化	営繕課・各施設所管課
● 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備の検討	教育総務課
● 公共施設の新築・改修等における環境配慮（ZEB化の検討、省エネ型設備の導入、再生可能エネルギー利用設備の導入、自然光の活用、敷地内及び建物の緑化、ESCO事業の導入等）	公共施設マネジメント担当 営繕課・各施設所管課
● 公用車への次世代自動車導入推進（再掲）	環境政策課 各公用車所管課
● 電力の環境配慮契約の実施と再生可能エネルギー比率の高い電力調達の見直し	公共施設マネジメント担当 管財課・各施設所管課・ 環境政策課
● ESCO事業の効果等に関する情報発信	環境政策課
● 公共施設の保守・管理における取組推進	営繕課・各施設所管課 環境政策課
● 施設の設備機器の運用改善	各施設所管課
● フロン類を使用した機器の適正管理	環境政策課・各施設所管課
● ISO14001 環境マネジメントシステムの運用	環境政策課・全部署
● 日常業務における省エネ・節電の啓発（クールビズ・ウォームビズの励行、空調温度の適正管理、不要な照明の消灯、業務における公共交通・自転車利用 等）	環境政策課
● グリーン購入の促進	全部署

【コラム】調布市の事務事業における環境配慮の推進

調布市役所では、事務事業の中で、地球温暖化対策をはじめ、環境負荷の低減と環境保全に向けた様々な取組を行っています。

調布市役所は、平成12（2000）年7月に、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証取得をし、その後2回の更新を経て、平成21（2009）年7月1日からは、国際規格ISO14001の規格に適合していることを自ら宣言する「自己適合宣言」方式に移行しました。

具体的には、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これを実行するための「調布市環境管理マニュアル」を策定し、環境配慮活動を推進しています。また、「調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガスの排出削減の取組を推進しています。

■ 地球温暖化に関する環境学習の推進

子どもたちや若者を中心に，地球温暖化とその影響，対策などを学ぶ環境学習機会の充実を図ります。

事業内容	担当課
● SDGs を含む環境に関する学習機会の提供	指導室
● 学校授業への専門家，市民ボランティア等の講師派遣	環境政策課
● 環境学習・プログラムの提供，人材育成	
● 地球温暖化に関する出前講座の実施	環境政策課
● テレワークなどのICTを活用した柔軟な働き方を通じた省エネルギーの普及・啓発	
● ICTを利用したオンライン講座，普及啓発キャンペーン等の検討	

◆ 環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
市域から排出されるCO ₂ 排出量 ^{※1}	79.4万 t-CO ₂ (平成25年度)	69.1万 t-CO ₂ (平成29年度)	59.5万 t-CO ₂ (令和5年度)
市役所から排出されるCO ₂ 排出量 ^{※2}	17,550t-CO ₂ (平成25年度)	15,843t-CO ₂ (令和元年度)	調整中

※1 オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において算出・公表。数値は2年遅れの公表となる。

※2 市役所の事務事業（市役所を構成する組織が管理する施設及び車両）が対象

○ 市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 家電等の買換えの際には，省エネ性能を考慮します。 市民 事業者
- 健康や業務に支障のない範囲で，家庭やオフィス等での節電など，省エネに努めます。
市民 事業者
- 自動車等で移動する場合は，エコドライブに努めます。 市民 事業者

【コラム】エコドライブ10のすすめ

エコドライブは、燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる「運転技術」や「心がけ」です。運転する一人ひとりが実践することで交通事故の削減にもつながります。

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| 1 自分の燃費を把握しよう | 6 ムダなアイドリングはやめよう |
| 2 ふんわりアクセル「eスタート」 | 7 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう |
| 3 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転 | 8 タイヤの空気圧から始める点検・整備 |
| 4 減速時は早めにアクセルを離そう | 9 不要な荷物はおろそう |
| 5 エアコンの使用は適切に | 10 走行の妨げとなる駐車はやめよう |

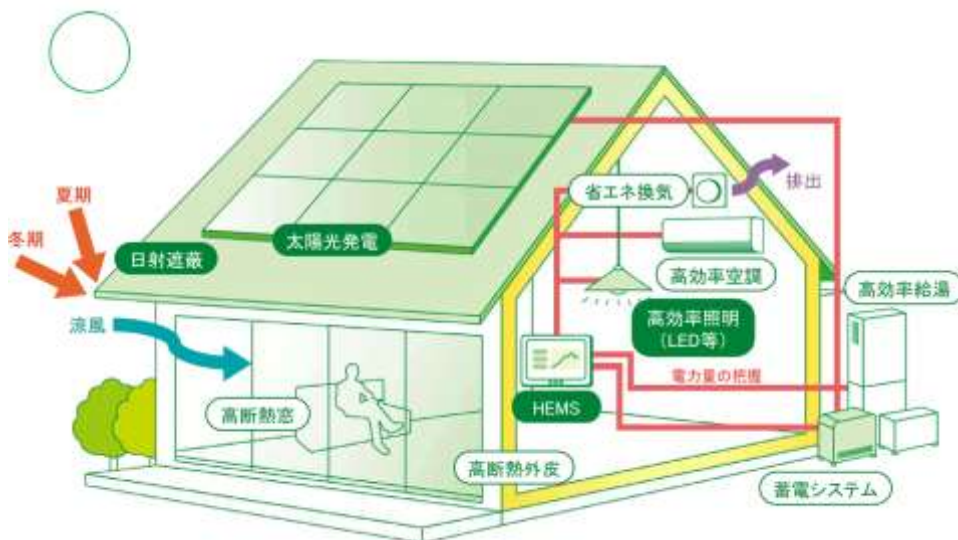


【コラム】ZEH・ZEB

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）は、高断熱化や高効率な設備システムの導入により快適な室内環境を実現しながら大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支を正味（ネット）でゼロにすることをめざした住宅、建物のことです。

例えば、ZEHでは、窓や外皮（壁面）の高断熱化、高効率な照明（LED等）や空調、給湯機器、省エネ型の換気システム等の導入、太陽光発電と蓄電システムの導入、HEMS（エネルギー消費量を見える化しつつ、家電等のエネルギー消費を自動で制御する管理システム）によるエネルギー使用の最適化などの技術が用いられます。

ZEH・ZEBの普及により、家庭や事業所におけるエネルギー需給構造を抜本的に改善することが期待されています。



ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

（出典：資源エネルギー庁ホームページ）



施策4-② 再生可能エネルギー等の活用推進

◆現状と課題

■現状

- 国は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」によって、電力事業者に再生可能エネルギーによって発電した電力を一定の期間・価格で買い取ることを義務付ける固定価格買取制度（F I T）によって再生可能エネルギーの導入を促進しています。
- 国は、平成30（2018）年7月に第5次エネルギー基本計画を定め、再生可能エネルギーを経済的に自立し脱炭素化した主力電源とする方向を定めました。また、令和2（2020）年6月にはエネルギー供給強靱化法が成立し、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の軽減に向けて関連法案の改正も行われています。
- 平成28（2016）年4月には、電力の小売が全面自由化され、全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになりました。これにより、市民が、再生可能エネルギーを中心に電気を供給する事業者を選択して電気を買うことも可能となりました。
- 次世代エネルギーとして、利用段階で二酸化炭素を排出しない水素エネルギーへの注目が高まっており、国や東京都において家庭用及び業務用燃料電池や燃料自動車の普及に向けた取組が進んでいます。
- 調布市では、再生可能エネルギーの普及促進、停電時の電源確保、売電収益の一部を市や市域の環境施策等に活用することを目的とし、平成25（2013）年に、F I Tを活用した公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業を開始しました。市営住宅など34箇所の公共施設に太陽光パネルを設置し、平成26（2014）年6月から全対象施設での発電を実施しています。屋根貸し事業者による市民への還元事業として、再生可能エネルギー等に係るセミナーや、子ども向けソーラーランタン工作などを実施しています。
- 令和2（2020）年度には、ちょうふ環境市民会議の企画・運営のもと、「環境講座2020 自然のチカラで電気をつくろう」を開催し、風力・水力発電装置の工作体験、「移動式えねこや」の見学を行いました。



環境講座パンフレット



移動式えねこや

(写真提供：一般社団法人 えねこや)

■課題

- 脱炭素化に向け、引き続き市内における太陽光発電設備の設置促進を図るとともに、再生可能エネルギー由来の電力を選択するという形での活用を促していくことも必要です。

◆施策の方向

災害時対策も視野に入れ，市内で使用されるエネルギーの脱炭素化を進めていくため，住宅・事業所等における再生可能エネルギー利用を促進します。また，水素エネルギーなど，次世代エネルギーに関する市民・事業者への情報提供，普及啓発を進めます。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 再生可能エネルギー等の利用促進

住宅・事業所等における太陽光，太陽熱等の再生可能エネルギー利用設備の設置を促進し，エネルギーの地産地消を進めるとともに，市民・事業者に向け，再生可能エネルギー由来の電力利用に関する普及啓発を進めます。

事業内容	担当課
● 住宅における太陽光発電システム導入支援	住宅課
● 再生可能エネルギー設備導入に関する東京都等の補助事業に関する情報提供	環境政策課
● 公共施設における太陽光発電システム等の導入	公共施設マネジメント担当 営繕課・教育総務課 その他施設所管課
● 公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業の推進	環境政策課
● 再生可能エネルギー比率の高い電力調達の検討 重点事業	環境政策課 公共施設マネジメント担当 契約課・管財課 教育総務課 その他施設所管課
● 再生可能エネルギーに関する普及・啓発	環境政策課
● 再生可能エネルギー由来の電力の選択に関する普及啓発（例：東京都「『みんなでいっしょに自然の電気』キャンペーン」等） 重点事業	

■ 次世代エネルギーに関する普及啓発

家庭用燃料電池の普及促進をはじめ，次世代のエネルギーとして注目されている水素エネルギーに関する市民・事業者への情報提供，普及啓発に努めます。

事業内容	担当課
● 家庭用燃料電池の導入支援	住宅課
● 水素エネルギーに関する普及啓発	環境政策課
● 自立分散型エネルギーシステムの普及啓発	
● 次世代エネルギーに関する先進的取組，国や東京等の支援などの情報収集及び市民・事業者への情報発信	

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
太陽光発電設備を設置している市民の割合	—	4.5% (令和元年度)	➡ (令和7年度)
再生可能エネルギー由来の電力を購入している市民の割合	—	市民アンケート調査中 (令和2年度)	➡ (令和7年度)
公共施設に設置した太陽光発電システムの公称最大出力	993.8kW (平成26年度)	1,029.2kW (令和元年度)	1,043.5kW (令和7年度)
50kW以上の高圧受電をしている公共施設における環境配慮契約施設の割合	—	0% (令和元年度)	50% (令和7年度) ※令和12(2030)年度100%を目指す

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 再生可能エネルギー（設備導入，電力の調達等），水素エネルギー（家庭用燃料電池，燃料電池自動車等）に関する情報を収集し，導入に努めます。 市民 事業者
- 開発事業等に際して，自立分散型エネルギーの導入に努めます。 事業者



みんなでいっしょに自然の電気
キャンペーンチラシ



公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業

施策4-③ スマートシティの実現

◆現状と課題

■現状

- 二酸化炭素排出量の大幅な削減を進めるためには、個々の設備機器、建物における対策に加え、地域全体でエネルギーを効率よく使う仕組みを整えることや、移動手段を自家用車から二酸化炭素排出量の少ない公共交通や自転車に転換していくことが求められます。
- 国では、平成24(2012)年に「都市の低炭素化の促進に関する法律」を制定し、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの取組を進めています。また、地域におけるエネルギーの最適制御や、電力を効率的に安定供給する分散型の電源システムなどを提供するスマートシティの取組も進んでいます。
- 調布市では、大学、事業者等の協力のもと、調布駅周辺の地域エネルギー利用効率化に向けた検討を始めています。また、ミニバスの運行やシェアサイクルの実証実験など、公共交通や自転車の利用促進に向けた取組を進めています。
- さらに、調布市の特性である里山の雑木林をはじめとする緑は、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド現象による気温上昇の緩和などの面で、地球温暖化の対策にも貢献しています。
- このほか、令和2(2020)年4月に「調布市街路灯LED化推進計画」を策定しました。また、市では、商店街が設置するLED街路灯への支援も実施しています。



調布市街路灯LED化推進計画

■課題

- 脱炭素化に向けて、地域におけるエネルギーの効率的利用、交通、緑の活用に着目して、将来を見据えたまちづくりの視点から二酸化炭素排出量の削減に取り組む必要があります。
- 市では、平成28(2016)年度から街路灯のLED化に段階的に着手しているものの、平成30(2018)年度末現在、LED化率は約2割にとどまっており、LED化が大きく遅れている状況にあります。

【コラム】スマートシティ

スマートシティとは、都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区とされています。スマートシティを推進することで、快適に移動可能なまち、水や緑と調和した都市空間、省エネルギー、災害に強いまちづくり、雨水等の貯留・活用などの実現が期待されています。

◆施策の方向

地域におけるエネルギーの効率的利用，交通，緑の活用に着目して，温室効果ガスの削減に貢献するまちづくりを推進します。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ スマートシティの推進

開発事業等の機会を捉え，複数の建物間で電気や熱を融通してエネルギーを効率的に利用するネットワークの形成を検討するなど，地域におけるエネルギーの効率的利用を推進します。

事業内容	担当課
● 調布駅周辺での自立分散型エネルギーシステムの導入 検討 重点事業	公共施設マネジメント担当 都市計画課・環境政策課 施設所管課
● 街路灯及び公園灯のLED化の推進	道路管理課 街づくり事業課 緑と公園課
● 商店街が設置するLED街路灯への支援	産業振興課
● 地区計画等の都市計画手法を活用した環境に配慮したまちづくりの推進	都市計画課

■ 環境に配慮した交通手段の利用促進

二酸化炭素排出量の削減につながる公共交通や自転車の利用，徒歩による移動を促進するため，鉄道・路線バス等の連携強化等による公共交通の利便性向上，自転車や徒歩で移動しやすい環境整備などを進めます。

事業内容	担当課
● グリーンスローモビリティなど，次世代交通システムの検討	交通対策課・都市計画課
● 自転車走行空間の計画・整備	交通対策課・道路管理課
● 民間と連携したシェアサイクルの実証実験と本格導入に向けた検討（再掲） 重点事業	交通対策課
● 人と環境にやさしい道路整備	道路管理課



自転車の走行位置と進行方向を示す自転車ナビラインの整備例



シェアサイクル

■ 緑の保全・創出による地球温暖化対策

樹木による二酸化炭素の吸収・固定，省エネルギーに寄与する建物の緑化など，地球温暖化対策につながる緑の保全・創出を進めます。

事業内容	担当課
● 公共施設の壁面緑化の推進	環境政策課
● 緑のカーテンの普及啓発（再掲）	
● 雑木林の保全管理やそのための人材育成	
● 民間施設の敷地や屋上・壁面緑化の推進	緑と公園課
● 新設生垣に対する助成（再掲）	
● 保存樹木・保存生垣の維持管理支援	
● 街路樹・植樹帯の保全	道路管理課
● 開発事業における提供公園や緑地提供の要請	緑と公園課・都市計画課

◆ 環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
街路灯のLED化割合 （LED化した街路灯基数の割合）	21.0% （平成30年度）	24.6% （令和元年度）	63% （令和7年度）
自転車走行空間の整備延長距離数	17.35km （平成30年度）	17.35km （令和元年度）	34km （令和7年度）

○ 市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 大規模開発事業に際して，地域におけるエネルギーの効率的利用を検討します。
事業者
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用するとともに，近くの場所へは自転車や徒歩での移動を心がけます。 市民 事業者
- 敷地内やバルコニー・屋上・壁面等の緑化に努めます。 市民 事業者



施策4-④ 気候変動への適応

◆現状と課題

■現状

- 「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第5次評価報告書によれば、地球の平均気温がこの100年余りで0.85℃上昇したことは事実であり、有効な温暖化対策をとらなかった場合、21世紀末には20世紀末頃（1986年～2005年）と比べ、最大で4.8℃上昇する可能性があるとして予測されています。
- IPCCが平成30（2018）年に公表した「1.5℃特別報告書」では、温暖化の影響は1.5度の上昇でも大きいと2度になるとさらに深刻になり、1.5度未満の抑制が必要であると訴えています。
- 国内では、全国的に大雨の回数、猛暑日・真夏日・熱帯夜の年間日数等が増加しています。また、地球温暖化による気候変動の影響によって、極端な高温や強い台風、都市型水害の原因となる局地的な短時間豪雨などの異常気象が各地で発生しており、それらの影響の拡大が懸念されています。調布市においても令和元（2019）年に強大な台風による浸水等の被害が発生するなど、気候変動による影響が徐々に顕在化しています。
- 国は、平成30（2018）年に「気候変動適応法」を公布し、これに基づく「気候変動適応計画」を閣議決定しました。この中で、地方公共団体の具体的役割として、地域における適応の推進及び地域の関係者の適応促進を図っていくことを求めています。また、「国土強靱化計画」（平成30（2018）年12月14日閣議決定）では、気候変動等による気象の変化等を踏まえた施策の重点化を基本方針の一つに掲げており、電力インフラの強靱化など災害に強いエネルギー供給体制の構築、自立分散型エネルギーの導入等などの取組が挙げられています。
- 調布市では、雨水流出抑制施設の設置による都市型水害への対策を進めるとともに、各家庭における熱中症対策の推進、調布駅前広場における遮熱性舗装の整備、調布駅前広場や飛田給駅前等へのドライミストの設置等を行い、暑熱対策を推進しています。

■課題

- 水害、土砂災害に関するリスクの増大、熱中症の予防など、気候変動の影響による被害の回避や軽減するための適応策を強化していくことが必要です。



調布市洪水ハザードマップ

◆施策の方向

暮らしや事業活動に影響を及ぼし始めている気候変動による影響について、市民・事業者への情報提供を進めるとともに、被害の軽減・回避のための対策を進めます。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 地球温暖化及び気候変動に関する情報発信

地球温暖化や気候変動の影響に関する最新の知見を収集し、市の広報やホームページなどを通じて市民にわかりやすく提供します。

事業内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ，SNS，調布FM等による情報発信 重点事業 環境月間（6月）やクール・アースデー（7月7日），地球温暖化防止月間（12月）等における市報，市ホームページ等での地球温暖化に関する情報提供 国，東京都，関係機関等の関連情報の提供 	環境政策課・広報課

■ 自然災害への対策

集中豪雨や大型台風等の極端な気象現象の頻発等に伴う水害や土砂災害に備える対策を推進します。

事業内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 防災意識の啓発 洪水・土砂災害ハザードマップの配布 土のうステーションの設置 止水板設置工事等助成金交付事業の利用促進 総合水防訓練の実施 入間川における水位警報機の運用 土砂災害警戒区域等・急傾斜地崩壊危険箇所に関する情報提供 	総合防災安全課
<ul style="list-style-type: none"> 雨水浸透施設・雨水貯留施設の設置及び雨水利用の推進（再掲） 	下水道課・環境政策課 営繕課
<ul style="list-style-type: none"> 歩道への透水性舗装の導入（再掲） 	道路管理課 街づくり事業課
<ul style="list-style-type: none"> 水害対応に関する個別計画の策定と対策実施 重点事業 調布市下水道BCP（業務継続計画）等に基づく災害対応訓練の実施 下水熱利用の検討 	下水道課
<ul style="list-style-type: none"> 避難所での電源確保の検討 	総合防災安全課 公共施設マネジメント担当 環境政策課
<ul style="list-style-type: none"> 雨水浸透などグリーンインフラとして機能する農地や緑地の保全 	緑と公園課・農政課

■ 暑熱対策の推進

猛暑日，熱帯夜等の増加に伴い，熱中症の危険性が高まると予測されます。このため，熱中症予防に関する市民への注意喚起，屋外の暑熱環境の緩和対策を進めます。

事業内容	担当課
● ホームページ，市報による熱中症に関する市民への注意喚起	高齢者支援室・健康推進課 環境政策課
● 市のスポーツ施設における利用者への注意喚起及び暑熱対策の実施	スポーツ振興課
● 暑熱に係る注意喚起看板の設置や，駅前広場や公園等へのドライミストやよしず張り等によるクールスポットの設置	緑と公園課・道路管理課 街づくり事業課
● 遮熱性舗装，保水性舗装の整備	道路管理課・街づくり事業課
● 街路樹・植樹帯の保全（再掲）	道路管理課

◆ 環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
地球温暖化及び気候変動に係る情報発信	25回 (平成26年度)	29回 (令和元年度)	30回 (令和7年度)
浸透施設等の設置による雨水の浸透能力（再掲）	66,828 m ³ /h (平成26年度)	102,666 m ³ /h (令和元年度)	【H26～R7の累計】 136,400 m ³ /h (令和7年度)

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 気候変動の影響に関する情報を収集し，理解します。 市民 事業者
- ハザードマップ等により水害，土砂災害のリスクを把握し，災害に備えます。
市民 事業者
- 非常用電源としても有効な再生可能エネルギー，蓄電池，次世代自動車の導入等を検討します。 市民 事業者

【コラム】気候変動による影響と適応策

過去の観測を上回るような短時間強雨、台風の大型化などによる自然災害、熱中症搬送者数の増加といった健康への影響など、気候変動の影響は、私たちの暮らしの様々なところに既に現れています。そのため、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」と同時に、既に発生している気候変動による被害を回避・軽減し、将来予測される被害に備える「適応策」を進めていくことが必要とされています。

調布市では、令和元（2019）年の台風19号のように、豪雨や強大な台風に伴う都市型水害や浸水被害が特に懸念されることから、市民の防災意識の醸成、様々な治水対策に加え、被災時における電源等の確保の観点から、太陽光発電システムと蓄電池の導入、自立分散型のエネルギーシステムの導入などを合わせて進めていくことが重要です。また、グリーンインフラの視点を踏まえて、都市農地や緑地の保全を通じて雨水の貯留・浸透に役立てていくことも、地域の特性を活かした対策として重要です。



適応策の例

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

方針4-(2) 循環型まちづくりの推進

施策4-⑤ 3Rの推進によるごみの減量



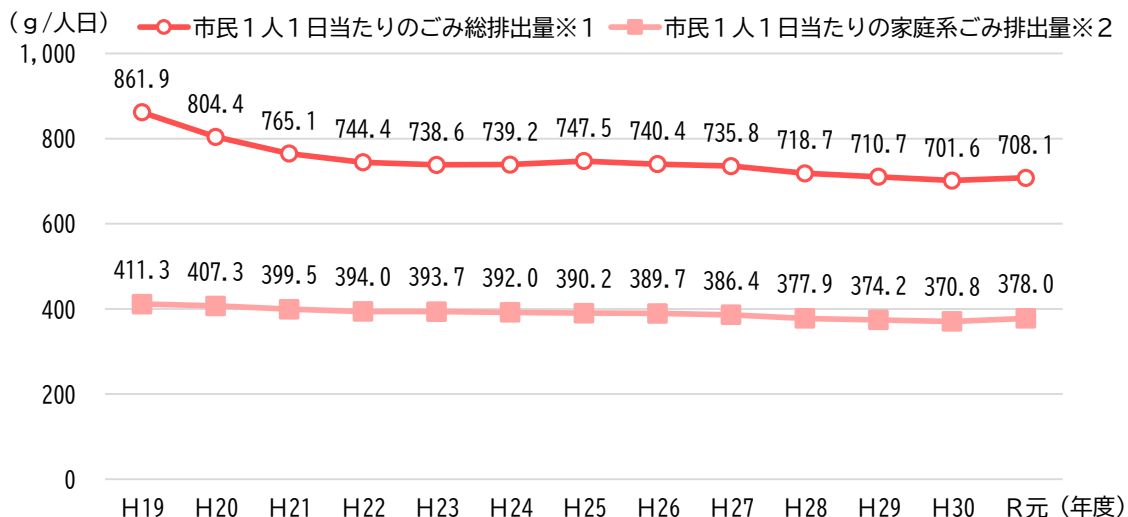
◆現状と課題

■現状

- 国では、「循環型社会形成推進基本法」に基づいて、ごみの発生抑制を第一に、資源の循環的な利用を促進していく循環型社会の形成を目指し、3Rを推進しています。
- 大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムが引き起こした環境問題として、海洋プラスチックごみ、食品ロスの問題が喫緊の課題となっています。国では、「プラスチック循環戦略」（令和元（2019）年5月閣議決定）「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元（2019）年10月施行）などにより、対策を進めています。
- 市では、平成31（2019）年3月に「調布市一般廃棄物処理基本計画」を改訂し、令和4（2022）年度までに市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 360g/人日、家庭系ごみ資源化率 41%、総資源化率 43%、最終処分量ゼロを目標に掲げ、ごみの発生抑制と資源循環型社会の構築に取り組んでいます。
- 海洋プラスチックごみ問題に対しては、調布市としてプラスチックごみの減量や海洋流出防止に繋がる市独自の取組を実践するため、令和2（2020）年4月に「CHOFU（調布）プラスチック・スマートアクション」の取組を立ち上げ、職員による率先行動や市民・事業者と一体となった行動により、プラスチックごみの減量やプラスチックごみの海洋流出防止に繋がる取組を積極的に進めています。
- 家庭系ごみ、資源物（集団回収を含む）、事業系可燃ごみを合計したごみ総排出量は、ここ数年間は横ばいでしたが、令和2（2020）年度はコロナ禍の影響により、家庭の在宅時間が増えたことから、家庭系ごみが増加に転じる見込みです。
- 家庭系の燃やせるごみの約5割を生ごみが占めており、さらにその中には相当量の食べ残しや未利用食品といった「食品ロス」が含まれています。
- 事業系可燃ごみは、平成25（2013）年度以降増加傾向にあります。
- 燃やせないごみ、資源物、有害ごみは調布市クリーンセンターやふじみ衛生組合リサイクルセンターにおいて資源化されており、近年の資源化率は全国と同規模自治体（人口10万人以上50万人未満）の中において高いレベルを維持しています。

■課題

- ごみの発生抑制を最優先に、市民や事業者等の3Rの取組を引き続き促進し、確実なごみの減量を推進する必要があります。



※1 1人1日当たりのごみ総排出量（ごみ総排出量原単位）：ごみ総排出量÷人口÷年間日数

※2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：家庭系ごみ（可燃，不燃，有害，粗大）÷人口÷年間日数

1人1日当たりのごみ排出量の推移

出典：「調布市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」（平成31（2019）年3月），「調布市統計書（平成30年版）」
「令和2年度版（令和元年度実績）調布市清掃事業概要」

【コラム】CHOFUプラスチック・スマートアクション

プラスチックごみの減量や海洋流出防止に繋がる市独自の取組を実践するため，令和2年（2020）4月に立ち上げた「CHOFU（調布）プラスチック・スマートアクション」では，職員による率先行動や市民・事業者と一体となった行動により次の取組を推進しています。



アクション1

市としての率先行動の促進
（市庁舎での取組）

- 職員による率先行動
→ 3Rの取組強化，職員の意識啓発，環境マネジメントシステムの取組の推進 など
- 物品調達等における取組
→ 市主催のイベント・会議での使い捨てプラスチック製品や容器包装の使用削減 など

アクション2

市民・事業者等との協働による取組

- プラスチックごみの海洋流出防止につながる取組の実践
→ 多摩川・野川クリーン作戦の開催や地域清掃の実施 など
- プラスチックごみの発生抑制
→ 海洋プラスチック問題等の情報発信，マイボトル・マイバック運動の促進 など
- イベント等におけるワンウェイプラスチック製品使用の削減
→ リユース食器の使用促進，バイオプラスチックの利用促進 など
- 事業者等との協働
→ 商工会や消費者団体連合会など事業活動に関わりのある団体との意見交換など

アクション3

東京2020大会を契機とした取組とその他の取組

- 環境省が行っている「プラスチック・スマート」活動への参加など，新たな施策展開の検討・実施
- 市報，市ホームページ，ザ・リサイクル，ごみアプリ等の媒体を通じ，先進事例の紹介，企業や学校，環境団体，国・東京都・市の取組等を情報提供
- 子ども向け環境教育の実施

◆施策の方向

ごみの発生抑制を最優先とし、3Rの推進に向けた啓発や、市民・事業者の自主的な取組の支援等を行い、プラスチックごみ、食品ロスをはじめとするごみの更なる減量に取り組めます。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ ごみの発生抑制に向けた啓発

様々な機会・媒体を活用した情報発信により、ごみを出さない、ごみになるものは受け取らないといったごみ減量につながる意識啓発、正しい分別・排出方法の普及に努めます。

事業内容	担当課
● ごみの発生抑制に向けた市報・市ホームページ・広報誌等による意識啓発・情報提供	ごみ対策課
● ごみ減量と3Rに関する出前講座及び清掃施設見学の実施	
● 食品ロス削減に関する普及啓発 重点事業	ごみ対策課 文化生涯学習課
● フードドライブの推進	文化生涯学習課 ごみ対策課
● CHOFUプラスチック・スマートアクションの推進 重点事業	環境政策課・ごみ対策課

■ 市民の自主的な取組の支援

家庭系ごみの更なる減量・資源化に向けて、食品ロスの発生を予防する取組や生ごみの減量を推進するとともに、地域における集団回収など資源化の取組を支援します。

事業内容	担当課
● 生ごみ堆肥化、生分解性水切りネットの活用、生ごみ処理機等の購入費補助など、家庭での生ごみ減量の取組の支援	ごみ対策課
● マイバッグの利用の推進	
● 廃棄物減量及び再利用促進員の活動推進	
● 資源物地域集団回収の支援	
● フリーマーケットの開催支援・情報提供	文化生涯学習課
● 家庭における食品ロス対策の推進	ごみ対策課 文化生涯学習課

■ 事業者の自主的な取組の支援

増加傾向にある事業系ごみの減量・資源化に向けて、拡大生産者責任の考え方に基づく事業者の容器包装削減や店頭回収、食品ロス削減などの取組を支援します。

事業内容	担当課
● 環境にやさしい事業所「調布エコ・オフィス」の認定	ごみ対策課
● ごみ減量・リサイクル協力店の拡充	

事業内容	担当課
● 事業系ごみの減量・資源化の推進	ごみ対策課
● 食品ロスの予防に向けた取組の推進	

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	374.2 g/人日 (平成29年度)	378.0 g/人日 (令和元年度)	360 g/人日* (令和4年度)

※ 目標値は「調布市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」（平成31（2019）年3月）による。

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 生ごみの減量に努めます。 **市民**
- ごみと資源の分別、不用品のリユース促進、資源回収や店頭回収の利用、エコマークなどがついた環境に配慮した製品の選択（グリーン購入）等を心がけ、ごみとなるものを減らします。 **市民** **事業者**
- プラスチックごみの分別の徹底、使い捨てプラスチック製品の使用抑制等により、プラスチックごみの削減を進めます。 **市民** **事業者**
- 食品ロスの予防に向けた取組、フードドライブ・フードバンクの活用等により、食品ロスの削減に努めます。 **市民** **事業者**

【コラム】食品ロスの予防に向けて

日本国内における年間の食品廃棄量は2,550万tと推計されており、このうち食品の売れ残りや食べ残しなど、本来食べられるのに捨てられてしまう食品、いわゆる「食品ロス」は約612万tといわれています。これは毎日1人当たりお茶碗一杯分のご飯を捨てている量に相当します。

食品ロスうち、約半数は家庭から発生しており、食品ロスは私たちの生活にとっても身近な問題です。食品ロスを予防するためには、「買いすぎゼロ」、「つくりすぎゼロ」、「食べ残しゼロ」を意識して行動することが求められます。

買いすぎゼロ	つくりすぎゼロ	食べ残しゼロ
1 買物前に冷蔵庫チェック	1 つくりすぎないよう工夫	1 お店で食べきれぬ分を注文
2 使いきれぬ分を購入	2 食品に合わせて保存	2 量や食材を確認
3 フードシェアリングサービスを活用	3 無駄なく食材を活用	3 持ち帰りができるか確認
	4 余った食品を有効活用	

参考：「東京食品ロスゼロアクション」（東京都）



施策4-⑥ ごみの適正処理

◆現状と課題

■現状

- 国では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて、一般廃棄物や産業廃棄物の処理が行われていますが、都市部ではごみ焼却場等の中間処理施設や最終処分場の新たな立地が困難な状況です。
- 平成12(2000)年以降、容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電について個別にリサイクル法を施行するほか、環境に優しい物品購入の支援などにより、資源循環型社会の形成を推進しています。
- 「水銀に関する水俣条約」の発効(平成29(2017)年)を受け、可燃ごみへの水銀含有物の混入を防止するため分別・出し方等に関する周知の徹底が求められています。
- 東日本大震災や近年の風水害による甚大な被害と廃棄物の発生を背景に、「廃棄物処理法」や「災害対策基本法」の一部が平成27(2015)年8月に改正され、自治体においても「一般廃棄物処理計画」と「地域防災計画」にまたがる「災害廃棄物処理計画」の策定が求められています。
- 焼却灰・飛灰はエコセメント原料としてリサイクルされており、最終処分としての埋立量は平成19(2007)年度以降ゼロを維持しています。
- 多摩川、野川などの河川敷や崖線、道路、農地等において、ごみの不法投棄が見られます。ごみの不法投棄は、海洋プラスチックごみの要因の一つとされています。
- 一部の資源物収集場所では、古紙などの資源物を持ち去るケースが見られます。
- 平成25年4月に「クリーンプラザふじみ」、平成31(2019)年4月から新たなクリーンセンターが本稼働しています。

■課題

- 分別排出の適正化を図り、資源化を更に推進するとともに、不法投棄や資源物の持ち去りなどの防止に取り組む必要があります。



市報ちょうふに掲載した水銀を使った製品の分別に関する普及啓発記事



使用済小型家電機器回収ボックス

◆施策の方向

資源化可能な紙類やプラスチック，水銀含有物や適正処理困難物等の分別の更なる徹底，資源物の無断持去りの取り締まり強化などを図り，資源化を推進するとともに，不法投棄への対策の充実等によってごみの適正処理を推進します。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ ごみの適正かつ安定的な処理の確保

ふじみ衛生組合の「クリーンプラザふじみ」「リサイクルセンター」においては，ごみの分別区分に応じて，焼却・再利用・資源化・廃熱の有効活用等に向けた処理を進めるとともに，学習機能等も含めた拠点施設として，また，平成31（2019）年4月から本格稼働を始めたクリーンセンターにおいては，粗大ごみの処理や持ち込み粗大ごみの受入れ，古紙・古布・ビン・カンの一時的集積・選別・積替等を行う施設として，恒久的・安定的な運用を図ります。このほか，高齢者・障害者への対応として実施しているふれあい収集の充実，水銀含有物等の処理方法の周知等，社会情勢に対応した収集・運搬・処理体制を整備します。

事業内容	担当課
● ごみ分別排出の表示・広報の改善に向けた検討	ごみ対策課
● 焼却灰のエコセメント化推進	
● 資源物の持去り対策の推進	
● 粗大ごみの再生利用の推進	
● 廃家電製品からの有用金属の回収	
● 小型家電リサイクル（使用済小型家電機器の拠点回収）の実施	
● 可燃ごみへの水銀含有物混入防止のための周知	
● せん定枝資源化支援事業の推進	
● 枝葉チップ等配付事業の推進	緑と公園課
● ごみの効率的な収集及び運搬の推進	ごみ対策課
● 社会情勢に対応した収集・運搬・処理体制の整備	
● ごみアプリを活用した分別促進によるごみ減量や排出マナーの向上	

■ 不法投棄対策の充実

不要家電製品等の不法投棄の防止は、プラスチックごみの海洋流出防止の観点からも重要です。このため、市民意識の高揚、パトロール強化等によって、不法投棄の未然防止、早期発見に努め、排出者に対する適正処理を促します。

事業内容	担当課
● ごみの適正排出の啓発・指導	ごみ対策課
● 関係機関との連携による不法投棄パトロールの強化	
● 不法投棄防止に向けた市民意識の啓発	

■ 災害時における廃棄物処理体制の整備

「調布市災害廃棄物処理マニュアル」（平成 26（2014）年 3 月策定）に基づき、大規模な地震災害や水害が発生した場合は、迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進を図ります。

事業内容	担当課
● 災害時における廃棄物処理体制の整備	ごみ対策課

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
最終処分量（埋立量）	ゼロ （平成 29 年度）	ゼロ （令和元年度）	ゼロ※ （令和 4 年度）
総資源化率	43.5% （平成 29 年度）	42.4% （令和元年度）	43%※ （令和 4 年度）

※ 目標値は「調布市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」（平成 31（2019）年 3 月）による。

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 決められたルールに従ってごみを分別し、排出します。

市民

事業者



新クリーンセンター



ごみアプリ

3. 5 基本目標5 みんなの力でより良い環境を目指すまち

方針5-(1) 環境教育・環境学習の推進

施策5-① 環境意識の醸成



◆現状と課題

■現状

- 調布市では、「環境年次報告書」、「ちょうふ環境にゆ〜す」の発行や、市ホームページ等を通じ、環境に関する情報発信に取り組んでいます。
- また、市民、事業者の協力のもと、「環境フェア」や「緑と花の祭典」等の環境に関するイベントを開催しており、多数の市民が参加しています。
- 学校においては、理科・社会科等の教科や総合的な学習の時間などにおいて、子どもたちが環境について学ぶ機会が確保されています。

■課題

- 環境に関する情報発信をより効果的に実施していくとともに、子どもたちを対象とした環境教育・環境学習の場の創出、市民の意識啓発に取り組むことが必要です。



環境年次報告書



ちょうふ環境にゆ〜す



環境フェア

◆施策の方向

様々な媒体を活用した環境に関する情報の発信，子どもたちの環境教育や体験の場や機会の創出，環境関連のイベント，ICT・オンラインを活用した情報や学習機会の提供などを通して，環境に対する関心を高め，意識を醸成します。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 環境情報の効果的な発信

市内の環境に関する情報，市民が取り組める環境行動，市の取組，環境活動団体の活動に関する情報などの環境情報を，市の広報，インターネット・SNSなど様々な媒体を活用して効果的に発信します。



多摩川自然情報館解説員ブログ

事業内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境情報の収集・発行 (環境年次報告書，ちょうふ環境にゆ〜す等の発行) ● 市ホームページやSNS等を利用した環境情報の発信 ● ICTを活用した新たな環境情報発信方法の検討 重点事業 	環境政策課
<ul style="list-style-type: none"> ● 国分寺崖線などの崖線緑地における生物の生息・生育環境調査の実施（再掲） 	緑と公園課
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌「ザ・リサイクル」や「ごみリサイクルカレンダー」を活用したごみ減量や分別の周知 ● ごみアプリを活用した分別促進に係る啓発 	ごみ対策課

■ 学校での環境教育の推進

学習指導要領に基づき理科・社会科等の教科，総合的な学習の時間の実施により，環境教育の推進に取り組みます。また，調布市環境基本計画をわかりやすく解説する子ども向け版資料を作成・配布するほか，学校と連携して，環境教育を支援するリーフレット等の作成，講師の派遣等に取り組みます。

事業内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● SDGsを含む環境に関する学習機会の提供（再掲） 	指導室
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校授業への講師派遣 	環境政策課
<ul style="list-style-type: none"> ● 自然体験型環境教育の推進 	指導室

■ 子どもたちへの啓発活動の実施

小中学生向けのイベントや活動プログラム、親子参加のワークショップなど、次代を担う子どもや子育て世代がともに環境について学び、考えることができる場や機会を創出します。

事業内容	担当課
● 中学生版「ちょうふ環境にゆ〜す」の発行	環境政策課
● 小中学生への環境活動機会の提供 重点事業	
● 調布こどもエコクラブでの環境保全・調査活動の実践	
● ごみ探検隊の事業の実施	ごみ対策課
● 小中学生へのごみ減量啓発ポスター及びちょうふエコ川柳の募集	

■ 市民の環境意識の醸成

環境フェアをはじめとするイベント、環境に配慮したライフスタイルの普及につながるキャンペーン等をインターネット等も活用しながら展開し、環境問題への関心喚起、環境意識の醸成を図ります。

事業内容	担当課
● 多摩川自然情報館における夏休みイベント、多摩川自然情報館まつり、月別イベント等の実施	環境政策課
● 環境フェアの実施	
● 緑と花の祭典の実施	緑と公園課
● エコフェスタちょうふの実施	ごみ対策課
● ごみ減量啓発ポスターの募集及び入賞作品を活用したごみ減量・リサイクルの呼びかけ	
● ちょうふエコ川柳の募集及び入賞作品を活用したごみ減量・リサイクルの呼びかけ	

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
市報や環境年次報告書等による環境情報の提供回数	104回 (平成26年度)	126回 (令和元年度)	130回 (令和7年度)
環境学習事業への小中学生の参加者数	—	483人 (令和元年度)	500人 (令和7年度)

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 市が発信する環境情報や市内の環境保全活動への参加等により、調布の環境について理解を深めます。 市民 市民団体 事業者

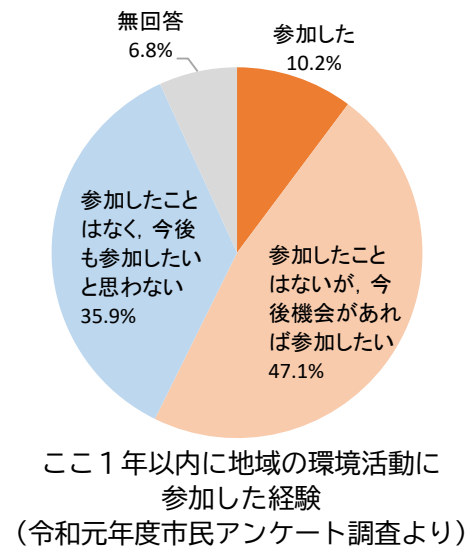


施策5-② 学びと活動体験機会の充実

◆現状と課題

■現状

- 国連及び各国政府は平成 17 (2005) 年から平成 24 (2016) 年にかけて「持続可能な開発のための教育 (E S D)」を推進してきました。その後継プログラムとして「E S D に関するグローバル・アクション・プログラム (G A P)」が採択されたことを受け、平成 28 (2016) 年には『持続可能な開発のための教育 (E S D) に関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画」が策定され、様々な関係者が連携して E S D を推進しています。
- 国や都では、日本自然保護協会の自然観察指導員や東京都自然保護指導員などによる環境学習指導が行われています。
- 調布市では、平成 22(2010)年に多摩川自然情報館、平成 24(2012)年に都立神代植物公園植物多様性センター、平成 25(2013)年にふじみ衛生組合のクリーンプラザふじみが開設され、市民が環境に関して広く学べる拠点施設が整備されました。このうち、多摩川自然情報館については、オープン初年度の入館者数延べ約 5 千人から、令和元(2019)年度は延べ 1 万人を超えました。
- また、市民サポーター等による運営協力のもとで、子どもから大人まで幅広い世代を対象とした、各種環境学習事業を推進しています。
- 令和元 (2019) 年度市民アンケート調査結果から、直近 1 年以内に環境活動に参加したことがある人の割合は 1 割にとどまっているものの、関心を持っている人が半数近くいることが明らかとなっており、参加者を増やすために活動を気軽に体験できる機会や活動に関する情報発信を増やすことが求められています。



■課題

- 環境について学び、活動する人材のすそ野を広げていくため、次代を担う子どもたちや若い世代が、環境について学習できる場や機会の充実を図っていく必要があります。また、地域の環境活動に参加したことがない市民へのアプローチを強化していくため、環境活動に関する情報発信や活動を気軽に体験できる機会の充実などに取り組んでいくことが必要です。

◆施策の方向

環境に関心を持った市民と環境活動団体とをつなぎ、担い手となる意欲をもつ市民を増やしていくため、環境活動団体等と協力しながら、拠点施設やイベントでの環境学習を進めるとともに、気軽に活動を体験できる機会を創出します。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 地域での環境学習

多摩川自然情報館を中心とした環境学習関連施設や社会教育施設における環境学習事業の推進、with コロナの新しい生活様式を考慮したオンラインの活用も視野に入れた環境セミナー・出前講座の開催などにより、地域における環境学習を推進します。

事業内容	担当課
● 多摩川自然情報館を中心とした市内環境学習関連施設や社会教育施設における環境学習事業の推進	環境政策課 公民館
● 環境学習プログラム・教材の提供	環境政策課
● 幅広い市民を対象とした環境イベントの開催	環境政策課・緑と公園課 ごみ対策課

【コラム】多摩川自然情報館

多摩川自然情報館は、多摩川を中心とした市内の自然環境を紹介する施設です。館内には多摩川の魚や植物、昆虫などの実物が見られる展示室や、多摩川のミニ生態系を再現したいきものプール、自然環境に関する本をそろえた学習室があり、子どもから大人まで楽しく学べるようになっています。

多摩川や調布の環境について学べる月別イベントや月替わりプログラムなども行っています。



調布市内の多摩川に生息している魚など
展示したおさかなコーナー



月別イベントのポスター・
月替わりプログラムの様子



■ 活動体験機会の創出

環境に関する広報誌や市ホームページ，SNS等を活用し，環境活動団体の活動内容を紹介します。また，市民活動支援センターを通じて，環境活動を行いたい市民等に，環境活動団体の紹介を行います。

深大寺・佐須地域で整備予定の農業公園での農業体験や農業イベントの開催など，気軽に環境学習に参加できる機会を創出します。



深大寺・佐須地域の公有化土地を暫定活用した環境学習

事業内容	担当課
● 環境活動団体の活動内容に関する情報発信	環境政策課・緑と公園課 ごみ対策課
● 深大寺・佐須地域の公有地等における農業体験などの環境学習の推進	環境政策課
● 深大寺・佐須地域の環境資源を活用した市民との協働による環境学習事業の推進	環境政策課

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
環境学習事業及び多摩川自然情報館で学習した延べ人数	—	12,403人 (令和元年度)	12,450人 (令和7年度)

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 環境学習や環境保全活動を体験できるプログラムに参加します。 市民 事業者
- 市民が環境保全活動を気軽に体験できる機会の確保に協力します。 市民団体

方針5-(2) 連携・協働による環境保全活動の推進



施策5-③ 活動の担い手となる人材育成と活動支援

◆現状と課題

■現状

- 市では、市民・市民団体・事業者で構成される「ちょうふ環境市民会議」が中心となって、雑木林ボランティア講座をはじめとする各種環境講座、がいせんウォークなどのイベントの開催、環境活動の交流会などを実施しています。また、多摩川自然情報館において、環境学習イベント、ボランティア解説員養成講座等を開催するなど、様々な主体が協力して市民の普及啓発、担い手育成を進めています。
- 市では、平成12(2000)年から市民との協働で崖線の保全活動を行っており、令和2(2020)年10月時点で市内7箇所の崖線樹林地において、市民団体が崖線樹林地の保全活動に取り組んでいます。
- 調布こどもエコクラブ事業や調布市環境モニター事業には、活動をサポートするボランティアサポーターがおり、事業の運営を支えています。
- このほか、河川の保全、再生可能エネルギーの普及、環境学習活動、清掃活動等の取組を行っている市民団体が複数存在します。
- 多摩川自然情報館、市民活動支援センター、調布市文化会館たづくり内にある「みんなの広場」等は、環境活動団体等の活動の場として利用されています。
- 「花いっぱいサポーター養成講座」の受講生(花いっぱいサポーター)が、飛田給駅・西調布駅・調布駅周辺で花苗の植え替えや水やりなどの維持管理活動を行っています。

■課題

- ボランティア活動に参加する人材を育成するとともに、環境活動団体等の支援を行っていくことが必要です。



花いっぱいサポーターレクチャー風景

◆施策の方向

活動に参加する人材，活動をリードする人材を育成するとともに，市民，事業者，団体等の取組を支援し，連携・協働を推進します。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 担い手の育成

雑木林の管理，地域の自然環境に関する普及啓発をはじめ，様々な環境分野で市内の様々な主体と連携し，活動に取り組む人材を育成します。



雑木林の管理活動

事業内容	担当課
● 雑木林ボランティア講座の実施による人材育成講座の実施 重点事業	環境政策課
● 多摩川自然情報館におけるボランティア解説員養成講座の充実 重点事業	

■ 市民・事業者による環境活動のための支援体制

市民・事業者による環境活動が持続的，発展的なものとなるよう，団体への活動支援や各種補助制度の情報提供，環境活動団体等の表彰の検討等を行います。

事業内容	担当課
● 崖線樹林地の保全活動団体への支援	緑と公園課
● 各種補助制度の情報提供	環境政策課
● 環境活動の担い手の人材発掘・育成	
● 環境活動団体等の表彰等の検討	
● 市民活動支援センターでの団体紹介	協働推進課

■ 環境保全活動の拠点となる場の提供

各種団体等の活動を促進するため、多摩川自然情報館、市民活動支援センター、みんなの広場、佐須農（みのり）の家等の公共施設や市の公園・緑地等を活動の場として提供します。

事業内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民団体等への場の提供 	環境政策課 文化生涯学習課 協働推進課・緑と公園課



みのり
佐須農の家



多摩川自然情報館展示室

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
活動の担い手となる人材の人数	—	134人 (令和元年度)	170人 (令和7年度)

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 調布の環境について理解を深め、市民団体や市民との交流を図りながら、調布市における環境活動を担います。 市民 市民団体 事業者
- 市民団体や市民との交流や連携を深め、環境保全活動の充実を図ります。

市民 市民団体 事業者



施策5-④ 様々な主体と活動の環^わの拡大

◆現状と課題

■現状

- 国の第五次環境基本計画では、様々な特性、資源を有する地域が補完し支え合うことで、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす「地域循環共生圏」の概念が提唱されました。
- 調布市では、環境活動交流会、雑木林連絡会等、環境活動に関わる人材、団体の交流機会を設けています。
- 平成22(2010)年に多摩川自然情報館、平成24(2012)年に都立神代植物公園植物多様性センター、平成25(2013)年にふじみ衛生組合のクリーンプラザふじみが開設され、市民が環境に関して広く学べる拠点施設が整備されました。また、各施設が連携・協力し、環境情報の提供等を相互に行っています。
- 広域的な環境問題の解決に向け、東京都や多摩川流域、野川流域等の自治体が連携する組織に参加し、情報共有などに取り組んでいます。

■課題

- 市民・市民団体・事業者・市等の協働による環境保全活動の活性化を図るため、活動団体同士をはじめ様々な主体間の交流機会を設けていくとともに、他自治体など広域的な連携による取組を推進することが必要です。

◆施策の方向

市民・事業者・団体等との連携を通じて、環境保全活動の環^わを拡大していきます。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 各種団体等との交流支援・連携

様々な主体同士の情報交換や交流機会の創出，市と協力協定を結んだ教育機関との連携，企業の社会貢献活動との連携などを通じて，環境保全活動を促進します。

事業内容	担当課
● 環境活動交流会の開催 重点事業	環境政策課
● 環境フェアの実施（再掲）	
● 都立神代植物公園植物多様性センターやふじみ衛生組合のクリーンセンターふじみとの連携・協力による環境情報の提供等	
● 事業者等と連携した河川敷等での特定外来生物（植物）駆除活動の実施（再掲）	
● クリーン作戦や喫煙マナーアップ清掃の実施	
● 公共施設の屋根貸し事業者等との連携による省エネルギー・再生可能エネルギー等の推進	
● 雑木林連絡会の運営支援	緑と公園課
● 緑と花の祭典の実施（再掲）	
● エコフェスタちょうふの実施（再掲）	ごみ対策課
● 事業者と連携したごみ減量キャンペーン等の実施	
● ごみ減量・リサイクル協力店の拡充（再掲）	



環境フェア



ごみ減量キャンペーン

■ 広域的な連携の推進

環境マネジメントシステムに係る自治体間相互連携や、多摩川・野川の流域自治体と河川環境の保全に向けた協議・意見交換や連携した活動を展開するなど、自治体間等の広域的な連携を推進します。また、姉妹都市の木島平村等と連携し、環境学習分野などでの連携事業を検討します。

事業内容	担当課
● 広域的な環境保全活動に向けた他自治体等との連携 重点事業	環境政策課
● 都立農業高校・相互友好協力協定大学との連携による環境学習の推進	環境政策課 文化生涯学習課
● 姉妹都市の木島平村等との広域的な連携事業の検討	

◆ 環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
環境連携事業数	58回 (平成22年度)	【H28～R元累計】 255回 (63回 ^{※1}) (令和元年度)	【H28～R7の累計】 580回 (令和7年度)

※ 令和元年度の事業数

○ 市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 市外の市民団体とも連携を図りつつ、広域的な環境保全活動に取り組みます。

市民 市民団体 事業者

第4章 重点プロジェクト

4. 1 重点プロジェクトの構成

(1) 重点プロジェクトの考え方

本計画では、目指す環境の将来像「未来に続く、緑と水あふれるほっとするまち 調布—私が守る地球、私が育む調布の自然と暮らし—」の実現に向け、5つの基本目標を掲げ、基本目標実現のための23の施策を位置付けています。計画期間内に特に重点的に取り組む主要な事業等について、重点プロジェクトとして位置付け、計画的かつ効率的に施策の成果向上につながるよう実行していきます。

なお、新規事業については、調布市基本計画をはじめとした関連計画との整合性や市の財政状況などを踏まえ、実施を目指します。

(2) 重点プロジェクトの選定基準

調布市では、本計画で掲げた環境の将来像を実現するため、計画期間内に特に重点的に取り組むべき主要課題について、以下の選定基準によって施策・事業を抽出し重点プロジェクトとして位置付けます。

<重点プロジェクトの選定基準>

- 1 時代背景を踏まえ、緊急性があり、かつ、優先的な取組が必要である事業
- 2 市民から強く求められている事業（社会的な要請が強い事業）
- 3 事業効果が高い事業
- 4 市民・市民団体・事業者・市の連携・協働により推進される事業



重点プロジェクト① 市民の心の安らぎ 緑と水を守るプロジェクト

重点プロジェクト② みんなで目指す 環境先進都市プロジェクト

重点プロジェクト③ みんなが主役 環境を学んで楽しむプロジェクト

(3) 重点プロジェクトの構成

本計画の実現のためには、前章の基本目標のもとで示された方針ごとに掲げられた施策・事業を着実に進める必要があります。このため本計画では、特に重点的に取り組むべき横断事業について、第3章の施策・事業から抽出し、重点プロジェクトとして位置付け、事業の推進を図ります。

施 策		重点プロジェクト		
		① 市民の心の安らぎ 守るプロジェクト 緑と水を	② みんなで目指す 都市プロジェクト 環境先進	③ みんなが主役 楽しむプロジェクト 環境を学んで
基本目標1	1-① 緑の保全	●		
	1-② 水循環の回復と水環境の再生	●		
	1-③ 都市農地や里山環境の維持・保全	●		
	1-④ 生物の生息空間の保全	●		
	1-⑤ 多様な自然環境の活用			
基本目標2	2-① 景観形成の推進			
	2-② 歴史・文化環境の保全・継承			
	2-③ まちのうるおいの創出			
	2-④ 都市美化の推進			
基本目標3	3-① 大気汚染の防止			
	3-② 水質汚濁の防止			
	3-③ 騒音・振動の発生抑制			
	3-④ 化学物質等の対策の推進			
基本目標4	4-① 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及		●	
	4-② 再生可能エネルギー等の活用推進		●	
	4-③ スマートシティの実現		●	
	4-④ 気候変動への適応		●	
	4-⑤ 3Rの推進によるごみの減量		●	
	4-⑥ ごみの適正処理			
基本目標5	5-① 環境意識の醸成			●
	5-② 学びと活動体験機会の充実			●
	5-③ 活動の担い手となる人材育成と活動支援			●
	5-④ 様々な主体と活動の環の拡大			●

4. 2 重点プロジェクトの概要

プロジェクト① 市民の心の安らぎ 緑と水を守るプロジェクト

概要

国分寺崖線をはじめとする緑や、多摩川、野川等の河川、崖線などから湧き出る湧水、そこに生息・生育する多様な生きものは、調布市を特徴づける豊かな自然環境を形成しています。これらは調布市で生活する私たちにとって、かけがえのない貴重な環境資源であるため、将来にわたってこの豊かな環境を守り、継承していく必要があります。

このことから「市民の心の安らぎ 緑と水を守るプロジェクト」を重点プロジェクトとして定め、調布市の自然（緑と水）を守る取組を行います。

目標

- 1 調布の特徴であり、かけがえのない環境資源である貴重な緑と水を引き続き保全します。
- 2 豊かな緑と水により、多種多様な生き物の命の育みを守ります。

重点事業

【施策1-①】緑の保全

●崖線樹林地等の保全管理 (p.30)

国分寺崖線等、貴重な環境資源の保全に努めるとともに、市民・事業者等の自主的な環境保全活動を通じて、各主体との協働による維持管理に努めます。

●協働による緑の保全のための仕組みづくりの検討 (p.30)

調布の貴重な緑の保全について、市民・事業者等の自主的な環境保全活動のみならず、各主体との協働に向けた仕組みづくりを検討していきます。

●崖線樹林地の保全管理計画の策定と見直し (p.30)

市民・事業者・市が協働して緑の保全に取り組むため、崖線樹林地の保全管理計画の策定・見直しを行います。

【施策1-②】水循環の回復と水環境の再生

●雨水浸透施設・雨水貯留施設の設置及び雨水利用の推進 (p.33)

地下水の涵養や下水道施設への雨水流入負荷軽減を図るため、雨水浸透ます・浸透トレンチの設置及び雨水貯留施設などの設置や雨水利用を推進します。

【施策1-③】都市農地や里山環境の維持・保全

- **深大寺・佐須地域農の風景育成地区における農の風景を継承する取組の推進** (p.37)
令和2(2020)年7月に指定した「深大寺・佐須地域農の風景育成地区」を自然環境資源の保全・活用の重点地区として設定するとともに、農の風景を継承するモデル地域として先導的事業を展開し、地域の環境保全・活用を図ります。

【施策1-④】生物の生息空間の保全

- **自然環境や生物調査の実施・把握と結果の公表** (p.40)
市内に生息・生育する生物について、市民や専門家と協力して調査を進めるとともに、調査により把握した情報を市民・専門家・環境活動団体と共有し、生物多様性の保全に役立てます。

プロジェクト②

みんなで目指す 環境先進都市プロジェクト

概要

近年、局地的な短時間豪雨や夏季における猛暑などの異常気象が各地で頻繁に発生しており、激甚な自然災害に結び付く例も少なくありません。このような気候変動には地球温暖化が大きく影響しているとされ、私たちの日常生活や事業活動に伴う環境への負荷が地球温暖化の要因となっています。このため、まちづくりの視点から災害に備えつつ脱炭素化を目指した取組を推進する必要があります。

このことから「みんなで目指す 環境先進都市プロジェクト」を重点プロジェクトとして定め、地球温暖化に伴う気候変動の緩和と適応に向けた取組を進めます。

目標

- 1 省エネ・節電行動を市民・事業者・市が積極的に行うとともに、再生可能エネルギー由来の電力の選択等を進めていきます。
- 2 進行する地球温暖化に伴う気候変動の適応への取組を進めます。
- 3 貴重な資源を守るとともに、生産・流通・廃棄の過程で発生する二酸化炭素排出量の削減を図るため、更なるごみの発生抑制に取り組みます。

重点事業

【施策4-①】脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及

●東京都等の補助事業に関する情報提供 (p. 67)

東京都地球温暖化防止活動センター（クール・ネット東京）等が実施している家庭向け・事業所向けの再生可能エネルギー、省エネルギーの補助事業等の広報を行い、再生可能エネルギー、省エネルギーの普及啓発を図ります。

●住宅の省エネルギー化事例の効果の把握と情報発信 (p. 67)

省エネルギー型の機器を導入した住宅における省エネルギー効果について情報発信し、市民への啓発を行います。

【施策4-②】再生可能エネルギー等の利用促進

●再生可能エネルギーの比率の高い電力調達の見直し (p. 72)

市の施設で使用する電力について、再生可能エネルギーの比率の高い電力を調達することを検討します。

●再生可能エネルギー由来の電力の選択に関する普及啓発 (p. 72)

東京都「『みんなでいっしょに自然の電気』キャンペーン」等、再生可能エネルギー由来の電力を選んで購入する取組に関する普及啓発を、東京都と協力し進めます。

【施策4-③】スマートシティの実現

- 調布駅周辺での自立分散型エネルギーシステムの導入検討 (p.75)
調布駅周辺の地域エネルギー利用効率化に向けた検討を進めます。
- 民間と連携したシェアサイクルの実証実験と本格導入に向けた検討 (p.75)
二酸化炭素をほとんど排出しない交通手段の一つである自転車利用の促進に向け、民間事業者と連携したシェアサイクルの実証実験を継続し、本格導入に向けた検討を進めます。

【施策4-④】気候変動への適応

- 市ホームページやSNS等を利用した環境情報の発信 (p.78)
市ホームページ，SNS，調布FM等により，地球温暖化及び気候変動に関する市民，事業者への情報提供を進めます。
- 水害対応に関する個別計画の策定と対策実施 (p.78)
近年想定を超える豪雨など異常気象が頻発していることを踏まえ，浸水被害軽減に向け，今後も想定される水害等に対し，浸水シミュレーションに基づき内水想定区域を把握するとともに，浸水対策に関する個別計画を策定し，対策を実施します。

【施策4-⑤】3Rの推進によるごみの減量

- 食品ロス削減に関する普及啓発 (p.83)
食べ残しや未利用食品といった「食品ロス」の削減に向け，家庭でできる対策やフードドライブの取組等について市民への普及啓発を進めます。
- CHOFUプラスチック・スマートアクションの推進 (p.83)
調布市としてプラスチックごみの減量や海洋流出防止に繋がる市独自の取組を実践するため，職員による率先行動や市民・事業者と一体となった行動により，プラスチックごみの減量やプラスチックごみの海洋流出防止に繋がる取組を積極的に進めます。

プロジェクト③

みんなが主役 環境を学んで楽しむプロジェクト

概要

現在の環境保全活動は、市民・市民団体・事業者等で構成される「ちょうふ環境市民会議」が中心となり、市と連携・協働して取組を進めてきました。今後はこの活動の環を広げていくため、児童・生徒等、特に若い世代に対する環境教育及び環境学習の充実を図り、調布市の次世代における環境保全活動の担い手として育成していく必要があります。また、より良い環境を目指すため、調布市の環境に関する情報をみんなで楽しみながら共有していく必要があります。

このことから「みんなが主役 環境を学んで楽しむプロジェクト」を重点プロジェクトとして定め、人材育成・活動支援等の取組を行います。

なお、令和2（2020）年10月に、本計画改定に向け実施した、メール等でのアイデア募集、ワークショップ、オンライン座談会（以下「市民ワークショップ等」という。）では、環境保全に対する市民の関心を高め、活動への参加を増やしてくれたためのアイデア、意見を数多くいただきました。それらは、各重点事業を進めていく中で取組に反映していきます。

目標

- 1 市が発信する環境情報をもとに全ての人が、積極的にその情報を共有します。
- 2 環境教育・環境学習を通じて、全ての人が楽しみながら環境を学び、持続可能な社会づくりに向けて進んでいきます。

重点事業

【施策5-①】環境意識の醸成

●ICTを活用した新たな環境情報発信方法の検討（p.89）

若い世代など、より多くの市民に環境情報を発信していくため、ICTを活用した新たな環境情報発信方法を検討します。具体的な内容は、市民ワークショップ等の意見例も踏まえ、検討していきます。

<市民ワークショップ等の意見例>

- ・市内の環境活動や、環境学習・保全活動に参加・体験できるスポットなどを紹介するマップや動画等を作成、発信
- ・市民の参考となる地球温暖化対策を見学、体験できる市民団体の活動や事業所、市の施設などの情報を収集し、発信

●小中学生への環境活動機会の提供（p.90）

環境の大切さを啓発するため、市民団体が開催する催しや講座と連携して、次代を担う子どもたちが身近な自然や地球温暖化問題を学び、体験する場の充実を図ります。

【施策5-②】学びと活動体験機会の充実

●幅広い市民を対象とした環境イベントの開催 (p.92)

より多くの市民に対して、環境に対する興味・関心を高めてもらうことを目的として、市民ワークショップ等の意見例も踏まえ、工夫しながら環境イベントを実施します。

<市民ワークショップ等の意見例>

- ・身近な自然や省エネルギー，再生可能エネルギーの仕組みなどを親子で楽しみながら参加できる体験機会の創出
- ・深大寺・佐須地域などの里山環境の魅力を市民に伝える情報発信やイベントの開催
- ・里山と環境美化，食とエネルギーの地産地消など，分野の異なるテーマを組み合わせ発信することによる幅広い市民の関心喚起

【施策5-③】活動の担い手となる人材育成と活動支援

●雑木林ボランティア講座の実施による人材育成講座の実施 (p.95)

里山の保全に係る維持管理作業を学び、里山保全を継続して担える人材の育成に取り組めます。

●多摩川自然情報館におけるボランティア解説員養成講座の充実 (p.95)

展示物の解説やイベント運営を行うボランティア解説員を増やすため、広く募集を行うとともに、養成講座の充実を図ります。

【施策5-④】様々な主体と活動の環^わの拡大

●環境活動交流会の開催 (p.98)

環境活動に関わる団体の活動を紹介し、団体間や、団体と市民等との交流を図る場を設けます。

また、環境保全活動に関心のある市民、事業者と、実際に活動に取り組む人を、対面、オンラインなど様々な形でつなぐ機会の充実を図ります。

●広域的な環境保全活動に向けた他自治体等との連携 (p.99)

環境マネジメントシステムに係る自治体間相互連携や、多摩川・野川の流域自治体と河川環境の保全に向けた協議・意見交換や連携した活動を展開するなど、自治体間等の広域的な連携を推進します。

また、東京都や国の事業、他自治体との連携を更に推進していきます。

【コラム】調布市環境基本計画の見直しにおける市民意見の反映

「調布市環境基本計画」（平成 28 年 3 月）及び「調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定に当たり、今後の環境に関する取組について市民の意見・アイデアを幅広く反映するため、約 1 年間にわたり、様々な手法で市民の意見を集めました。

段階的に意見の集約を重ねた結果、複数のテーマに共通して、「環境について子どもや若者が学ぶ機会、親子で体験できる機会の充実」、「様々な媒体を用いた市内の環境や環境活動に関する効果的な情報発信」、「相互に関連し合う環境問題を効果的に、かつ楽しみながら学ぶ場の提供」といった環境学習・環境教育に関わる視点から、多くの具体的なアイデアが出されました。

そこで、いただいたアイデアは主に「重点プロジェクト③ みんなが主役 環境を学んで楽しむプロジェクト」の見直しに反映し、今後の取組において工夫していく点としていただいた意見例を掲載しました。

調布市環境基本計画の中間見直し等に関する市民アンケート調査
(令和元(2019)年10月)

調布市環境基本計画中間報告会
(みんなで語ろう ちょうふの環境のいまとこれから)
(令和2(2020)年1月25日)

調布市の環境に関する現状と課題、計画改定の視点の整理に反映

施策や取組の見直し

令和2(2020)年10月に実施した市民参加

メール等でのアイデア募集

対面型ワークショップ

オンライン座談会

これまでの取組や新たな環境問題等を踏まえたテーマ設定の視点

持続可能な社会の実現に向けた取組の促進

地球温暖化対策をめぐる動向への対応

調布市の特性とこれまでの取組

市民、事業者の行動の更なる促進

意見募集を行った3つのテーマ

里山環境の保全

ストップ地球温暖化！
新しいライフスタイル

環境保全活動の体験

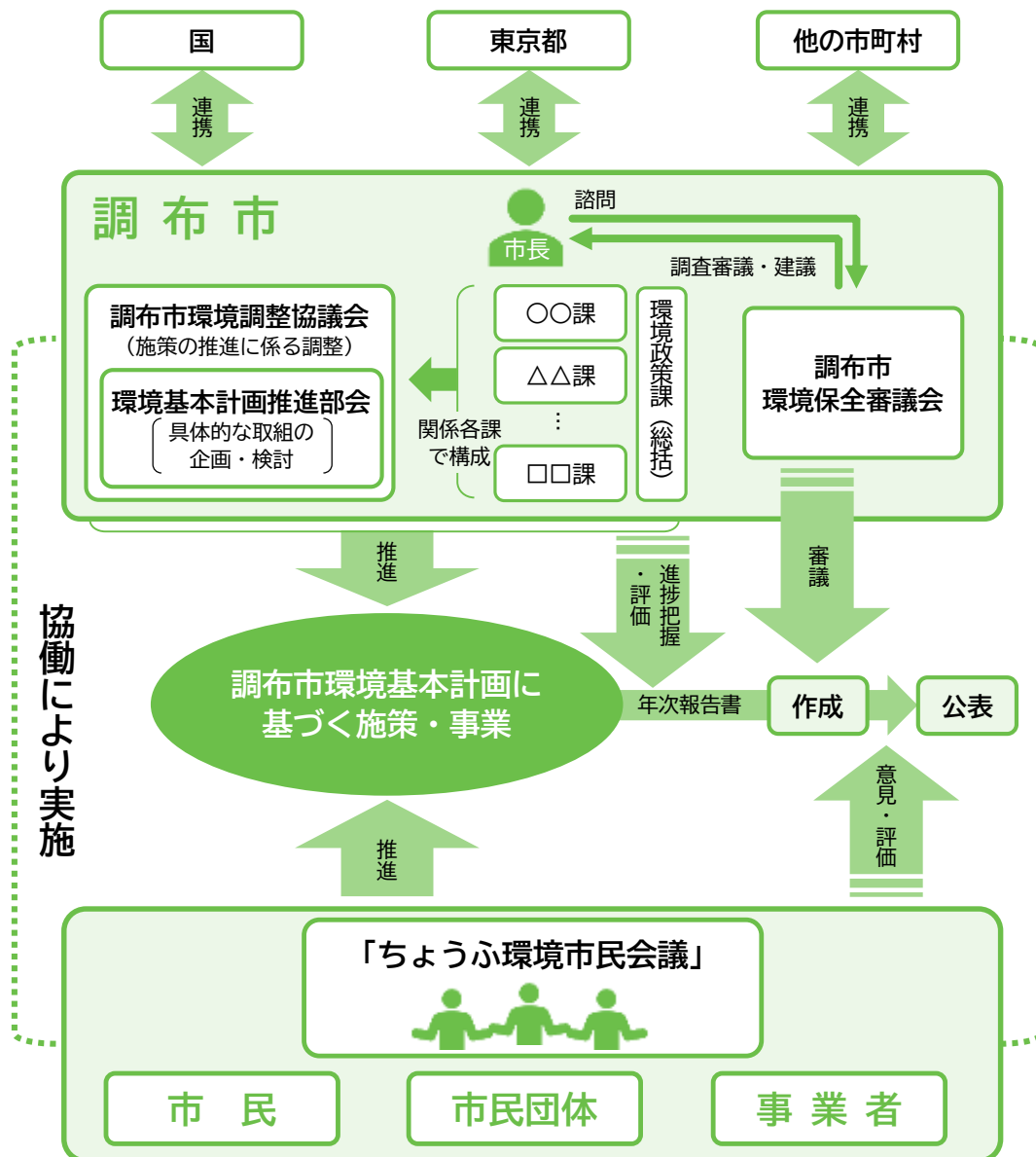
環境学習・環境教育に関わる視点から多くのアイデアが出されたことから、「重点プロジェクト③ みんなが主役 環境を学んで楽しむプロジェクト」の見直しに反映

第5章 計画の推進

5.1 推進の基本的な考え方

(1) 推進の基本的な考え方

調布市が目指す環境の将来像「未来に続く、緑と水あふれるほっとするまち 調布」の実現に向けて、本計画の着実な推進を図るためには、市民・市民団体・事業者・市といった、それぞれの主体がお互いの役割を理解するとともに、自主的・主体的に自らができること、協力していくことを理解して行動することが大切です。このため、下図に示す体制で各主体が連携し、パートナーシップを発揮しながら協働して計画の推進に当たります。



調布市環境基本計画の推進体制

(2) 調布市における各組織の役割

■ 調布市環境保全審議会

調布市環境基本条例に基づいて設置された市長の附属機関であり、本計画の進捗状況やその評価を取りまとめた年次報告書をはじめ、調布市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで必要な事項を調査審議・建議します。

■ 調布市環境調整協議会・同環境基本計画推進部会

庁内の横断的組織である「調布市環境調整協議会」、「調布市環境調整協議会環境基本計画推進部会」を通じ、各部及び関係各課が所管する施策について庁内連携を図り、本計画を推進していきます。

■ 関係各課

所管の施策や、その成果向上に資する主な事業に位置付けられた所管する事業について、担当課として、その取組を推進します。

■ 環境政策課

関係各課の施策やその成果向上に資する事業の進捗状況等の把握から、全施策の達成状況及び基本目標・目指す環境の将来像等の実現に向けた進捗状況等について、総括を行います。

(3) 計画推進における主な主体の役割

■ 市民

市民は、自主的・主体的に、家庭において個人として取り組める節電・節水・ごみ減量等の環境保全に向けた行動を実践していきます。また、市や市民団体等が主催する環境保全活動や、各種イベントの企画・運営への参加に努めます。また、近所の人たちと連携・協力して、地域の活動として環境保全活動等の推進・参加に努めます。

■ 市民団体

市民団体は、自らの活動を通じて環境保全に向けた地域貢献に努めます。また、他の市民団体等との連携・交流を図り、協働の環の拡大に努めます。

【ちょうふ環境市民会議】

市民・市民団体・事業者・市の話し合いの場として、平成12(2000)年度に、市民・市民団体・市は「ちょうふ環境市民懇談会」を立ち上げました。「ちょうふ環境市民会議」は、「ちょうふ環境市民懇談会」を発展的に引き継ぐ形で、平成21(2009)年3月に市民主導で設立され、現在は市民団体として活動しており、市との協働のみならず、各主体における主導的な役割等を担っています。自主的・主体的な市民・市民団体・事業者等の連携から、調布市における環境の保全・回復・人材育成・啓発活動・情報の収集・発信等の活動を主に行っています。

■ 事業者

事業者は、地球環境と調和した持続的発展が可能な企業経営（環境経営）を目指し、各々の職場において、自主的・主体的に事業活動に係る環境保全活動に努めます。環境学習などに取り組み、従業員の環境保全意識の向上を図るため、加盟する業界団体や協議会、地域での環境保全活動に参加します。また、CSR活動等を通じて、主体的に市民・市民団体・市と地域の環境保全活動の推進に努めます。

5. 2 計画の進行管理

本計画は、毎年度、庁内関係各課において所管の施策の進捗状況等を点検するとともに、その結果を「調布市環境調整協議会」及び「調布市環境調整協議会環境基本計画推進部会」で確認し、環境年次報告書として取りまとめます。

計画の進行管理は、環境マネジメントシステム(EMS)のPDCAサイクルに基づき、「調布市環境保全審議会」や「ちょうふ環境市民会議」の意見や助言を取り入れて、環境年次報告書の作成・公表に取り組みます。また、市民・市民団体・事業者からも随時意見をいただき、継続的な改善につなげていきます。

PLAN 調布市環境基本計画の策定

本計画は、調布市の環境行政のマスタープランとして、市民・市民団体・事業者の参加によって策定されました。本計画の実現に当たっては、緊急性・重要性・財政状況・費用対効果等を勘案しつつ、新規事業については調布市の最上位計画である調布市基本計画への反映、又は、新規拡充事業として位置付け、予算の確保を目指します。

DO 計画の推進

本計画に定められた施策について、市民・市民団体・事業者・市が、それぞれの立場から着実に取組を進めていくとともに、各主体が協働して取り組むことによって相乗的な効果を発揮します。特に、重点プロジェクトを中心に、各主体が自主的・主体的に連携して施策を推進します。

CHECK 進捗把握及び評価

本計画に基づく取組の進捗状況は、環境指標とその目標値に照らして目標達成度を把握・評価し、年1回、年次報告書として取りまとめ、公表します。

■ 施策ごとの目標との照合及び評価

本計画に基づく取組の進捗状況は、第3章の施策ごとに定めた環境指標とその目標値に照らして、目標達成度を把握・評価していきます。

■ 個別事業及び重点プロジェクトの進捗把握

個別事業及び重点プロジェクトについては、担当課が毎年その進捗を管理し、市民等が主体的に行う取組も合わせて取組状況を把握し、取りまとめを行います。

■ 年次報告書の作成・公表

本計画の毎年の進捗状況については、評価した結果を含めて年次報告書として取りまとめ、広く市民等に情報公開します。このことにより、調布市の環境に関する情報を一元的に市民等に提供することができるとともに、市民が計画の進捗状況を確認することが可能となります。

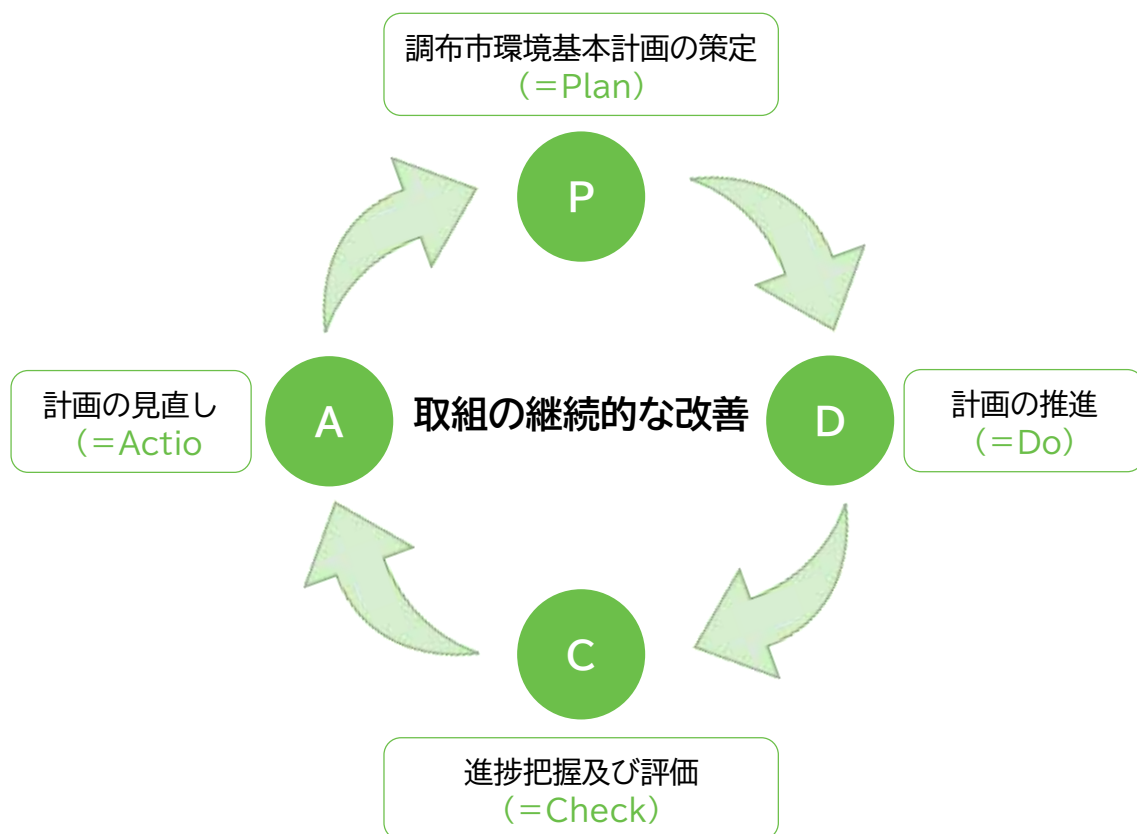
■ 市民参加による評価等の仕組み

本計画に基づき、自主的・主体的に事業の推進に参加する市民・市民団体・事業者等から、上記の年次報告書を通じて、随時意見をいただくこととします。

ACTION

計画の見直し

計画期間最終年度である令和7（2025）年度に計画期間を通じた取組の進捗を総合的に評価し、計画を改定します。



PDCAサイクルによる進行管理のイメージ

資料編

- 1 調布市環境基本条例
- 2 計画策定の経過
- 3 計画策定の体制
- 4 用語解説

1 調布市環境基本条例

(平成7年3月17日条例第3号)
改正 平成21年3月18日条例第15号
平成25年5月31日条例第33号
令和元年7月3日条例第5号

目次

前文
第1章 総則(第1条—第8条)
第2章 計画の策定(第9条—第12条)
第3章 施策の推進(第13条—第15条)
第4章 情報の提供と市民参加 (第16条—第21条)
第5章 調布市環境保全審議会(第22条)
第6章 雑則(第23条)
附則

私たちは、豊かな自然の恵みを受けて、今日の繁栄を遂げてきた。しかし、物質的豊かさを求める生活や活動をそのまま続けることは、資源の枯渇を招くばかりでなく、私たちや生き物たちの生存の基盤である地球環境を破壊し、失うことになる。

このような状況を踏まえ、私たちの生活や活動を環境にやさしい省資源型に改めるとともに、循環型社会システムを形成することによって、人と自然が共生し、将来へ向けて持続して発展できる環境を現在に生きる全ての人々の手で、保全、回復及び創出する必要がある。

加えて、私たちは、先人から受け継いできた豊かな自然や、それらによって培われた歴史的文化的環境をより良好な環境として発展させ、次の世代に継承するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出(以下「環境の保全等」という。)について基本となる理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」と

は、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、将来にわたって維持、継承されるよう行われなければならない。

2 環境の保全等は、全ての人々の協働によって、環境への負荷の少ない健全な持続的発展ができるような社会が構築されるよう行われなければならない。

3 環境の保全等は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。

(協働の責務)

第4条 市、市民及び事業者は、協働することによって、その責務を果たすとともに、人類の生存の基盤である地球環境の保全等に寄与するものとする。

(市の責務)

第5条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。
- (3) 野性生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
- (4) 人と自然との豊かなふれあいの確保、良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
- (5) 人にやさしい地域社会の形成に関すること。
- (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、環境の保全等を図るうえで市民及び事業者が果たす役割の重要性に鑑み、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全等について関心を

払うとともに、環境の保全等に必要な知識を持つよう努めなければならない。

2 市民は、その日常生活において、環境への負荷を低減するとともに、公害の防止及び自然環境の適正な保全等に努めなければならない。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うときは、環境への負荷を低減するとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他のものが、使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動について、市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(国、東京都等との協力)

第8条 市は、環境の保全等を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第2章 計画の策定

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、調布市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 目標及び基本理念

(2) 施策の基本方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、調布市環境保全審議会の意見を聴かななければならない。

(環境保全実施計画)

第10条 市長は、環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために必要な環境保全実施計画(以下「実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

(環境保全行動基準)

第11条 市長は、環境基本計画に掲げる目標を実現するため、環境の保全等について配慮すべき事項を環境保全行動基準(以下「行動基

準」という。)として策定するよう努めるものとする。

(公表)

第12条 市長は、環境基本計画、実施計画及び行動基準を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 施策の推進

(監視体制)

第13条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(環境影響評価)

第14条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項について、環境の保全等に適切な配慮がなされるよう、環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずることができるものとする。

(環境監査)

第15条 市、市民及び事業者は、自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るために行う措置について、環境監査を行うよう努めるものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、市民及び事業者に対して環境監査の実施を促し、その結果について報告を求める等、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 情報の提供と市民参加

(知見の集積)

第16条 市は、環境の保全等に関する施策を科学的知見に基づいて実施するため、地域環境に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体との交流及び研究機関との連携を行うことにより、環境の保全等に必要な科学的知見の集積に努めるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、地域環境の現状に関する情報、市が策定した施策等、将来の環境の保全等に寄与する情報について、市民のプライバシーを損なわない限り提供するよう努めるものとする。

(施策の評価)

第18条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、施策の進捗状況を必要に応じて評価するものとする。

(環境学習への支援)

第19条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深められるよう、学習の機会及び教材としての情報の提供等必要な措置

を講ずるものとする。

(自発的活動の推進)

第20条 市は、市民及び事業者並びにこれら
者で構成する環境の保全等に関する団体によ
る自発的な学習や活動が、促進されるよう必
要な措置を講ずるものとする。

(計画づくりへの参加)

第21条 市長は、次の各号に掲げる計画等を策
定するときは、市民及び事業者の意見を反映
することができるよう必要な措置を講ずるも
のとする。

- (1) 環境基本計画
 - (2) 実施計画
 - (3) 行動基準
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の生活
及び事業者の活動に係る重要事項
- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる計画等
の変更について準用する。ただし、軽易な変更
については、この限りでない。

第5章 調布市環境保全審議会

(環境保全審議会)

第22条 市の環境の保全等に関する施策を総
合的かつ計画的に推進するうえで、必要な事
項を調査審議するため、市長の附属機関とし
て調布市環境保全審議会（以下「審議会」と
いう。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に
掲げる事項を調査審議し、及びこれらの事項
について市長に建議することができる。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等
についての基本的事項に関すること。

3 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから
市長が委嘱する委員13人以内をもって組織
する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 環境保全等に関する行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任
期は、前任者の残任期間とする。ただし、再
任を妨げない。

5 市長は、審議会に専門の事項を調査させる
ため必要があると認めるときは、専門調査員
を置くことができる。

6 専門調査員は、市長が委嘱する。

7 専門調査員の任期は、当該専門の事項の調
査に要する期間として市長が指定する期間と
する。

8 前各項に規定するもののほか、審議会の組

織及び運営について必要な事項は、規則で定
める。

第6章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項
は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成7年4月1日から施行す
る。ただし、第22条の規定は、規則で定める
日から施行する。

(平成8年4月規則第24号で、同8年5月1日
から施行)

2 調布市環境基本条例の一部を改正する条例
(令和元年調布市条例第5号)の施行の日か
ら令和3年3月31日までの間に委嘱される
委員の任期は、第22条第4項の規定にかかわ
らず、委嘱の日から令和3年3月31日までと
する。

附 則 (平成21年3月18日条例第15号)

この条例は、平成21年7月1日から施行す
る。

附 則 (平成25年5月31日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月3日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 計画策定の経過

開催時期		会議等	主な議題
令和元年	10月12日～ 10月27日	調布市環境基本計画の中間見直し等に関する市民アンケート調査	
	1月25日	調布市環境基本計画中間報告会 ～みんなで語ろう ちょうふの環境のいまとこれから～	
	2月12日	調布市環境保全審議会	・調布市環境基本計画改定基本方針（案）について
令和2年	7月6日	第1回調布市環境基本計画等改定委員会	・調布市環境基本計画改定について ・調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定について ・市民ワークショップの開催について
	7月27日	調布市環境調整協議会	・調布市環境基本計画（骨子）について ・調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定について
	8月7日	第2回調布市環境基本計画等改定委員会	・調布市環境基本計画の主な見直し点について
	8月24日	調布市環境保全審議会	・検討状況の報告
	9月30日	調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定の方向性に関して改定委員会委員に意見聴取（メール）	
	10月21日	第3回調布市環境基本計画等改定委員会	・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（たたき台）について
	10月5日～ 10月22日	未来につなぐ調布の環境（メール・FAX等）	環境施策・事業のアイデア募集
	10月24日	未来につなぐ調布の環境	市民ワークショップ（対面型）開催
	10月30日	未来につなぐ調布の環境	オンライン座談会開催（ZOOM活用）
	11月26日～ 12月3日	調布市環境基本計画改定（たたき台）に関して改定委員会委員に意見聴取（メール）・庁内照会	
	12月18日	第4回調布市環境基本計画等改定委員会	・調布市環境基本計画改定（素案） ・調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定（素案）
	12月21日	調布市環境保全審議会	・検討状況の報告

3 計画策定の体制

(1) 調布市環境基本計画等改定委員会

区分	所属・役職	氏名
学識経験者	東京大学 生産技術研究所 エネルギーシステムインテグレーション社会連携研究部門 特任教授	◎岩船 由美子
学識経験者	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科 教授 調布市環境保全審議会委員	○奥 真美
学識経験者	多摩ニュータウン環境組合リサイクルセンター センター長 NPO法人東京・多摩リサイクル市民連邦 事務局長 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会 会長	江尻 京子
市民団体	ちょうふ環境市民会議 理事	岡部 和平
市民団体	調布未来のエネルギー協議会 代表理事	小峯 充史
事業者	調布市商工会 会長	柳澤 勇
事業者	東京ガス株式会社 東京西支店 課長代理	桑原 一将
事業者	東京電力パワーグリッド株式会社 武蔵野支社 渉外担当	服部 茂 (R2.7.6~R2.9.30) 藤野 一 (R2.10.1~)
東京都関係機関	東京都地球温暖化防止活動推進センター センター長	横田 信博
教育委員会	調布市教育委員会 指導室長	執行 純子
行政	調布市環境部 部長	岩本 宏樹

(選出区分ごと五十音順, 敬称略, ◎: 委員長, ○: 副委員長)

(2) 調布市環境保全審議会

区分	所属・役職	氏名
市民	公募市民	大黒 栄二
市民	公募市民	草竹 由美子
市民	公募市民	中井 眞行
市民	公募市民	藤丸 卓男
市民	公募市民	三宅 久美
事業者	鹿島建設株式会社 技術研究所	近藤 宏二
事業者	マインズ農業協同組合推薦 市内農業従事者	関森 道子
学識経験者	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科 教授	奥 真美
学識経験者	理学博士	齊藤 亀三
学識経験者	東京農工大学 農学部 環境資源科学科 教授	◎高田 秀重
学識経験者	工学博士 エコット政策研究センター代表	○中岡 章
行政機関職員	東京都 福祉保健局 多摩府中保健所 生活環境安全課長	大貫 奈穂美
行政機関職員	東京都 環境局 多摩環境事務所長	木村 真弘

(選出区分ごと五十音順, 敬称略, ◎: 委員長, ○: 副委員長)

(3) 調布市環境調整協議会

構成	
○行政経営部次長	福祉健康部次長
総務部次長	◎環境部次長
市民部次長	都市整備部次長
生活文化スポーツ部次長	教育部次長
子ども生活部次長	(◎: 会長, ○: 副会長)

(4) 調布市環境調整協議会 環境基本計画部会

部名	職名
行政経営部	政策企画課長
生活文化スポーツ部	農政課長
環境部	◎環境部次長 ○環境政策課長, 環境政策課生活環境担当課長, 緑と公園課長 下水道課長, ごみ対策課長
都市整備部	都市計画課長, 街づくり事業課長, 道路管理課長, 交通対策課長
教育部	教育総務課長, 指導室長

(◎: 会長, ○: 副会長)

4 用語解説

あ行	
アスベスト	石綿のこと。熱や摩擦に強いいため切れにくく、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性を持つ天然の鉱物繊維。主に工業製品や建材等に使われてきたが、悪性中皮腫の発症要因として人の健康に影響を及ぼすことが知られるようになり、建築物の解体工事等では飛散防止対策が講じられるようになった。
雨水浸透ます	側面に多数の孔をあけたますのこと。これを地中に埋め雨どいと接続することで、降った雨を地中へ浸透させ、洪水の防止と地下水の涵養を図る。調布市では、現在、一部の地域を除いて、既存の一般住宅及び個人の所有する集合住宅等の雨どいの近くで1㎡程度の広さがある場所を対象に、1宅地当たり6基まで無料で設置できるよう助成している。
温室効果ガス	二酸化炭素やメタンなど、地表から放出される赤外線を吸収する気体のこと。これらの大気中の濃度が高まると大気圏内の温度が上がるため、地球温暖化の原因とされている。
か行	
崖線樹林地	崖線の斜面に分布し、連続していること、自然性の高い樹種で構成されていること、といった条件を満たす樹林地。市内には国分寺崖線、布田崖線、仙川崖線に崖線樹林地が認められる。
拡大生産者責任	生産者の責任を製品の廃棄段階まで拡大する考え方。
環境基準	大気、水、土壌、騒音について、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、法令等で定められたもの。
環境マネジメントシステム	組織（企業等）が、その活動や提供するサービスが環境に与える負荷を低減することを目的とし、環境保全に向けた取組を継続して改善して行くための仕組みのこと。環境マネジメントシステムの一連の手続きは、国際標準化機構（ISO）によってISO14001として標準規格化されており、環境保全に関する方針や目標・計画等を定め（P）、これを実行・記録し（D）、その実施状況を点検して（C）、方針等を見直す（A）というフロー（PDCAサイクル）が定められている。規格への適合性は、外部審査機関による監査によって認証されるのが一般的だが、自身で適合性を評価し、自身の責任でその適合を宣言する「自己適合宣言」方式を採用することもできる。
涵養	降雨・河川水などが地下浸透して帯水層に地下水として供給される働き。市街地の表面がアスファルトやコンクリートで覆われると地下水涵養能力が低下し、雨水が地下にしみこまず、すぐに川や海へ流出してしまい、地下水位の低下、湧水の枯渇、河川の洪水などの被害が発生しやすくなる。
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	人為起源による気候変化とその影響について、また、そうした変化に対する適応・緩和方策に関して、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63(1988)年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立された組織のこと。IPCCは、Intergovernmental Panel on Climate Changeの略で、「気候変動に関する政府間パネル」と訳される。平成25(2013)年から平成26(2014)年にかけて第5次評価報告書が公表され、観測事実として地球温暖化は疑う余地がないこと、人間活動がその要因である可能性が極めて高いことなどが報告された。

クリーン作戦	「きれいな、親しまれる」川やまちにすることを目的に、多摩川・野川、調布駅前において、地域の各自治会・市民・市民団体・事業者・市等の協働で行っている清掃活動のこと。
景観形成重点地区	景観形成を重点的に推進する地区として、景観法に基づく景観計画である調布市景観計画で定めた地区のこと。調布市では、深大寺通り周辺景観形成重点地区及び国分寺崖線景観形成重点地区を定めており、一定規模以上の建築物の新築等の行為を行う場合の届出を義務付けている。
光化学オキシダント、光化学スモッグ	工場や自動車の排出ガスなどに含まれる窒素酸化物やVOCが、日光に含まれる紫外線と光化学反応を起こして生成される物質。粒子状物質（エアロゾル）として滞留し、モヤがかかった状態を光化学スモッグと呼び、目や呼吸器系統に被害を及ぼすことがある。
公共用水域	水質汚濁防止法第2条で定義された水域のことで、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く。
公称最大出力	機器のカタログ等に記載された太陽光発電パネル等の定格出力のこと。日本工業標準調査会が定める条件の下で算出された最大出力で、実際の出力は一般にこの値よりも低くなる。
ごみ減量・リサイクル協力店	市が認定した、ごみの減量やリサイクル活動（簡単な包装、買い物袋の持参活動、商売の業種に応じた資源の自主回収や下取りなど、市で定める認定要件の活動）を積極的に実施する小売販売店のこと。
さ行	
在来種	動植物の品種のうち、ある地域の風土に適し、その地域で古来から生育・生息しているもの。
里山	<p>原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のこと。農林業などに伴う様々な人間のはたらきかけを通じて、環境が形成・維持されてきた。特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材などの自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域として位置付けられる。</p> <p>なお、市では、「調布市佐須農の家条例」第2条において、市内の雑木林、屋敷林、水田、畑、樹林地、農業用水等で形成する景観を「里山等」と定義付けている。</p>
シェアサイクル	地域内の各所にサイクルステーション（ポート）と呼ばれる相互利用可能な駐輪場を設置し、利用者が好きな時に好きな場所（サイクルステーション）で自転車を借りたり返却することができる自転車の共同利用サービスのこと。
シックハウス	住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用等により、新築・改築後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染等が生じ、居住者の様々な体調不良を引き起こすこと。症状が多様で、症状発生の仕組みを始め、未解明な部分が多く、また様々な複合要因が考えられている。
持続可能な開発のための教育（ESD）	環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

遮熱性舗装	路面温度を上昇させる原因である赤外線を反射する遮熱材を路面の表面に塗布した舗装。舗装への蓄熱を防ぎ、路面温度の上昇を最大で8℃程度抑制する。
食育	国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組。
自立分散型エネルギーシステム	災害時など系統電力が使用できない場合においても、地域内で必要とされるエネルギー源を確保できる仕組みのこと。
浸透トレンチ	雨水や排水をろ過浸透させるために、砂利や碎石等を敷いた細長い管や溝のこと。
水質汚濁負荷	河川等の水質汚濁の原因となる物質が水質に与える負荷のこと。
生産緑地	生産緑地法により指定された農地のこと。良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図っている。
生態系ネットワーク	生物多様性を保全して行くため、様々な動植物の生育・生息地を保全、復元、創造するだけでなく、生態的な観点からそれらを広域的につなげていくこと。
雑木林ボランティア講座	雑木林保全活動を担う人材を育成することを目的とした講座のこと。平成13(2001)年から市民による講座企画・運営が行われており、平成21(2009)年度からは、「ちょうふ環境市民会議」が業務を受託して活動を続けている。
総資源化率	ごみの再資源化を示す指標の一つ。資源物の収集・処理量、収集後資源化量、集団回収量の和を総ごみ排出量と集団回収量の和で除したものの。
た行	
体験農園	市民が農業とふれあえる機会を通じて都市農業を理解促進するための農業体験の場のこと。農家の指導を受けながら野菜栽培ができる農業体験ファームをはじめ、ふれあい体験農園、学童農園等の事業がある。
脱炭素、脱炭素社会	今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成すること。
地域制緑地制度	一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として緑地を指定する制度。
地区計画	地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区レベルの都市計画」のこと。地区計画は、「地区計画の目標」、「整備、開発及び保全に関する方針」及び道路の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、市民などの意見を反映して、まちづくりのルールをきめ細かく定める。
ちょうふ環境市民会議	平成21(2009)年3月、それまでの「ちょうふ環境市民懇談会」を発展的に引き継ぐ形で市民主導で設立された市民団体の一つ。交流ネットワーク等のプロジェクトの実施において、主導的な役割等を担っている。
調布市環境保全審議会	調布市環境基本条例に基づき設置された市長の附属機関のこと。市長の諮問に応じ、(1)環境基本計画に関すること、(2)その他、環境の保全等についての基本的事項に関することを調査審議する。市民、事業者、学識経験者、行政機関の職員等から構成され、任期は2年となっている。
調布市環境モニター	市内の自然環境を見守り、自然環境の保全に役立てるため、市民と市が協働して、植物観察を中心に、調布の地形、野鳥、昆虫などの自然観察等を行っているグループのこと。

適正管理化学物質	東京都環境確保条例及び同施行規則において、性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる化学物質として定められたもの。
透水性舗装	雨水を積極的に地中に浸透させるため、透水性舗装材等（表層）の下に浸透層を設けた舗装。豪雨時などに起こる下水や河川の氾濫の防止、植生・地中生態系の改善、地下水の涵養等の効果がある。歩道や遊歩道、駐車場、公園等で利用される。
都市型水害	地表面がコンクリートやアスファルト等の水が浸透しない舗装で覆われている都市において、短時間の局所的な豪雨等の際に、降った雨が地中に浸透せず、一気に下水道や河川に流れ込むことにより発生する水害のこと。
特定外来生物	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき指定される海外起源の外来種。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育、栽培、保管及び運搬、輸入などの扱いが禁止されている。
な行	
燃料電池	水素と酸素を化学反応させて、電気を発電する装置のこと。燃料となる水素は、天然ガスやメタノールを改質して作るのが一般的。発電と同時に熱も発生するため、その熱を活かすことでエネルギーの利用効率を高められる。
は行	
花いっぱい運動	市内の空き地等に花の種等をまいて育成し花を咲かせ、地域の緑を豊かにすることを目的とした運動。調布市では、花いっぱい運動を実施する市内の地域グループに、その運動に要する物品の一部を助成している。
パリ協定	京都議定書に替わる温室効果ガス削減の新たな枠組みとして、2015年12月フランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された協定。21世紀後半には温室効果ガス排出量を森林・海洋等による吸収量とバランスさせること、気温上昇を産業革命前と比べて2℃より低く抑え、1.5℃未満に抑えるための取組を推進すること、各国が2018年までに温室効果ガス削減のための計画を提出し、5年ごとに進捗を点検することなどに、世界196の国と地域が合意した。
美化推進重点地区	空き缶、吸い殻等の散乱及び簡易広告物の放置等を防止することにより、都市美化の推進を図り、もって清潔で快適な都市環境の形成に寄与することを目的とし、「調布市都市美化の推進に関する条例」により、特に、都市美化の推進を図る必要があると認められた地域を指定したもの。
浮遊粒子状物質（SPM）	大気中に浮遊している粒径10μm以下の粒子で、環境基本法に基づいて環境基準が定められている大気汚染物質の一つ。工場のばい煙、自動車排出ガスなどのほか、自然界に由来（火山など）するものがある。SPMは、Suspended Particulate Matterの略。
保水性舗装	隙間の多い舗装に、水を吸い込み保持する保水材を詰めた舗装。保水材に浸み込んだ雨水が蒸発する時の気化熱によって、路面温度の上昇を最大で10℃程度抑制する。
ま行	
水辺の楽校	地域の河川の水辺をフィールドにして、子どもたちの自然体験活動に市民主体で取り組む国土交通省所管のプロジェクト。安全で活動に適した水辺の整備などを国土交通省が行い、文部科学省・環境省との連携の下で、自治体も関わりながら事業を展開している。

緑と花の祭典	緑化活動の普及啓発のために、調布市が実行委員会とともに共催し、開催しているイベント。草花などの販売、花の種子の無料配布、緑化相談、ガーデニング講座、調布市ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金への募金の呼びかけなどを行っている。
みどり率	緑が地表を覆う部分に、公園区域・水面を加えた面積が地域全体に占める割合のこと。これに対して、単に緑が地表を覆う部分が占める割合を緑被率という。
ミニバス	市内の電車やバスなどの公共交通を利用するのに不便な地域の解消と、高齢者等の社会参加の促進を目的に実施している事業。現在、調布市の東・西・北部地域を3路線が運行している。
や行	
要請限度	騒音規制法、振動規制法に基づき、指定地域内における自動車騒音又は道路交通振動について、当該地域の自治体の首長が、測定結果を踏まえて道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対策を講じるよう要請する際の判断基準となる値。
ら行	
リスクコミュニケーション	リスクに関する正確な情報を市民、市民団体、事業者、行政等のすべての者が共有しながら、互いに意思疎通を図ること。
アルファベット・数字	
BEMS	Building Energy Management System の略。オフィスビル等において、機器設備等で消費するエネルギーを管理し、削減を図るためのシステム。
BOD (生物化学的酸素要求量)	Biochemical Oxygen Demand の略。水中に含まれている有機物が一定時間(5日間)、一定温度(20℃)の下で微生物によって酸化・分解される過程で消費される酸素量。単位は一般的に mg/L で表す。環境基準では河川の汚濁指標として採用されており、この値が大きいほど汚濁が進んでいることになる。
CSR活動	企業は自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、利害関係者全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、環境保護のみならず、行動法令の順守、人権擁護、消費者保護などの分野についても責任を有するものとし、貢献していこうとする活動のこと。Corporate Social Responsibility の略。「企業の社会的責任」と訳される。
HEMS	Home Energy Management System の略。家庭における省エネルギーを目的として、住宅等で消費するエネルギー需要を管理するシステム。
PRTR制度	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づいて、化学物質を取り扱う事業者がそれらに関する情報を届出・集計・公表する制度。有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的としている。
SDGs	平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12(2030)年までの国際目標である、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略称。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

Society5.0	<p>内閣府の「第5期科学技術基本計画」において提唱された、我が国がめざすべき未来社会の姿。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより社会システム全体を最適化することで、エネルギー需要の増加と温室効果ガスの排出削減，食糧需要の増加と食品ロスの削減など，経済発展と社会課題の解決を両立していく新たな社会とされている。</p>
VOC	<p>揮発性有機化合物 (volatile organic compounds) の略称。塗料や印刷インク等の有機溶剤として使用され，蒸発しやすく大気中で気体となる有機化合物の総称。トルエン，キシレン，酢酸エチルなど多種多様な物質が該当する。</p>
3R (スリーアール)	<p>「リデュース (Reduce=ごみの発生抑制)」，「リユース (Reuse=再使用)」，「リサイクル (Recycle=再資源化)」の頭文字を取った言葉。循環型社会においては，「ごみを出さない」，「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」，「出たごみはリサイクルする」という優先順位で，廃棄物処理やリサイクルに取り組むことが求められている。</p>